



# 稲城市緑の基本計画

## 水と緑の継承と調和



©K.Okawara-Jet Inoue

令和5年3月  
稲城市



はじめに

本市では平成24年3月に「稲城市緑の基本計画」を改定し、これに基づき緑地の保全、緑化の推進及び都市公園等の整備に係る施策の進展を図ってまいりました。

しかしながら、改定から十数年のときが経過し、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

世界的には、2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、「新しい生活様式」の中で、運動不足やストレスによる非感染症による健康リスクを下げるために、近場で屋外にある公園の価値が再認識され多くの市民が利用しています。

そこで、コロナ禍においても心と体の健康を保つため、各地区の公園で密にならずに、安心して遊んだり、リフレッシュできるように、遊具の新設や更新を行ってまいりました。

さらには、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と環境問題等への関心の高まり、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、価値観の多様化など従来には見られなかった社会経済状況の変化に対応した公園緑地施策が求められていることから、第五次稲城市長期総合計画や都市計画マスタープランといった関係する上位計画の改定に伴い、これらと整合を図りながら計画を推進する必要があります。

本計画では、「水と緑の継承と調和」を計画理念とし、緑の再定義を行うとともに、公園や緑地の管理に関するマネジメントなど、市民共有の財産として豊かに育てていくため「水と緑の継承と調和」を基本理念としての計画の改定をおこなってまいりました。

最後に、本計画の改定を推進するにあたり、自然環境保全審議会でのご審議や、アンケート調査、意見公募などでご意見をいただいた市民の皆様のご協力に、改めて感謝申し上げます。

令和5年3月

稲城市長 高橋勝浩



## 稲城市緑の基本計画 目次

<b>第1章 緑の基本計画の概要</b> .....	1
1. 緑の基本計画とは.....	1
2. 緑の基本計画改定の趣旨.....	1
3. 緑の基本計画改定の背景.....	2
4. 緑の基本計画の位置づけ.....	6
5. 計画の枠組み.....	7
(1) 目標年度.....	7
(2) 計画対象区域.....	7
(3) 人口の見通し.....	7
6. 緑の基本計画の主な対象分野.....	7
7. 緑の役割.....	8
(1) 都市環境の改善.....	8
(2) 動植物の生息・生育空間.....	8
(3) 都市の魅力を高める緑.....	8
(4) 都市の防災空間.....	9
(5) レクリエーション・コミュニティ活動の場.....	9
8. 緑の考え方と緑の量を示す考え方.....	10
(1) 緑の考え方.....	10
(2) 緑の量を示す考え方.....	10
9. 緑の基本計画の構成.....	11
<b>第2章 水と緑の現況と課題</b> .....	12
1. 稲城市の概況.....	12
2. 水と緑の特徴.....	13
(1) 緑の環.....	13
(2) 樹林地などの状況.....	15
(3) 水系の状況.....	16
3. 緑被率の状況.....	17
(1) 市全体の緑被率.....	17
(2) 地区区分別の緑被率.....	21
4. みどり率の状況.....	23
(1) 市全体のみどり率.....	23
(2) 地区別のみどり率.....	25
5. 公園などの状況.....	27
(1) 都市公園.....	27
(2) その他の公園.....	28
(3) 歩いて行ける身近な公園の充足状況.....	29
6. 地域制緑地の状況.....	31
(1) 生産緑地地区の状況.....	31
(2) 稲城市自然環境保全地域.....	32
7. 緑地の状況.....	33
8. その他の取り組み.....	35
9. 水と緑のまちづくりの課題.....	36
(1) 計画策定にあたっての課題.....	36
(2) 中長期的な視点からの課題.....	37

<b>第3章 水と緑のまちづくりの将来構造</b>	38
1. まちづくりの目標像	38
2. 計画理念	38
3. 基本方針	39
(1) 基本方針1 緑の環の継承	39
(2) 基本方針2 水と緑の空間を創造する	39
(3) 基本方針3 目に見える緑を増やす	40
(4) 基本方針4 水と緑を支える仕組みを充実させる	40
4. 10年後の目標	41
5. 水と緑の将来構造	42
(1) 水と緑のネットワーク	42
(2) 緑地の保全	43
(3) 公園・緑地の整備	43
(4) 都市緑化の推進	43
<b>第4章 水と緑のまちづくりのための施策</b>	46
1. 緑の環の継承	48
(1) 樹林地の保全と活用	48
(2) 多摩川河川敷の環境保全と活用	49
2. 水と緑の空間を創造する	50
(1) 水辺空間の保全・再生と活用	50
(2) 水と緑を活かした公園整備・管理	51
(3) 市街地整備と緑の確保との調和	52
3. 目に見える緑を増やす	53
(1) 公共施設の緑化	53
(2) 道路の緑の創出と育成	54
(3) 駅周辺の緑化	55
(4) 農地の活用と修景	56
(5) 民有地・民間施設の緑化と修景	57
4. 水と緑を支える仕組みを充実させる	58
(1) 市民による水と緑のまちづくりの促進	58
(2) 水と緑を大切にする意識の向上と普及啓発	59
(3) 水と緑の調査・研究	60
<b>第5章 重点施策</b>	61
1. 「緑の環」の保全活用プロジェクト	62
2. 身近な緑の拠点づくりプロジェクト	63
3. 市街地の緑創造プロジェクト	64
4. 市民活動の支援と育成プロジェクト	65
<b>第6章 計画の推進にあたって</b>	66
1. 市民・事業者・行政の協働による計画の推進	66
(1) 市民の役割	66
(2) 事業者の役割	67
(3) 行政の役割	67
2. 周辺自治体との連携	67
3. 行動計画の推進	69
4. 中間年次における評価と中間見直し	69



# 第1章. 緑の基本計画の概要



## 1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。この計画は、市町村が中長期的な視点から緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するために定めるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画として緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、緑の基本計画は、市町村が独自性や創意工夫を発揮して緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設及び民有地の緑化の推進まで、まちの緑全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策について、市民の意見を踏まえつつ策定し、公表するもので、特徴を次のようにまとめることができます。

### 《緑の基本計画の特徴》

- ①都市緑地法に根拠を置く計画制度です。
- ②市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ③市町村が主体的に策定できる計画です。
- ④計画の策定に際しては市民の意見を反映することが義務づけられています。
- ⑤計画内容の公表が義務づけられています。

## 2. 緑の基本計画改定の趣旨

稲城市では、平成24年（2012年）に策定した緑の基本計画で、「水と緑に親しみふれあう生活都市 稲城」を目標像として、緑地の保全と活用、公園などの整備、水と緑のまちづくりについて、様々な施策を展開してきました。計画策定時点から10年余りが経過し、計画期間が満了したことから、これからの10年間のために、緑の基本計画の改定を行うものです。

この10年の間に、上平尾地区や小田良地区、南山東部地区での土地区画整理事業やJR南武線連続立体交差事業などが進展し、まちの様子が大きく変わってきました。社会的には、生物多様性の保全が重視されるとともに、気候変動問題の解決に向けカーボンニュートラルの実現が掲げられるなど、環境の保全及び創造、再生可能エネルギーなどに係る施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。さらに、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災の経験から、身近な防災機能の向上を図るために、市民の避難場所などにも活用できる、公園・緑地が必要とされています。

### 3. 緑の基本計画改定の背景

#### ①市の「緑」に関わる経緯

稲城市では昭和38（1963）年の都市計画区域の決定以降、昭和42（1967）年の児童福祉施策による遊び場を皮切りに、昭和43（1968）年の都市施策による公園、昭和48（1973）年の農業施策による緑化対策、昭和49（1974）年の環境施策による自然環境保全が次々にスタートしてまいりました。その後、都市化の進展や国の公園緑地施策の変化などに合わせ、都市施策の「緑」に再編が行われてきております。

公園の建設については、大丸公園の開園以降、公園面積は緩やかに増加をしておりましたが、多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業により建設ラッシュに伴い、平成5（1993）年に市域の1人当たり公園面積が5㎡を超え、平成16（2004）年には10㎡を超え公園の敷地面積の標準を達成しました。財政面においては多摩ニュータウン関連事業として昭和63（1988）年から多摩ニュータウン事業の完了する平成18（2006）年までのおおよそ20年間で累計300億円を超える公園建設費を投じておりましたが、以降は低調に推移しております。

一方で、公園の管理においては多摩ニュータウン事業による建設ラッシュを見込み、平成4年に財団法人いなぎグリーンウェルネス財団を設立し、公園の管理を行ってきております。その後、地方自治法等の法改正に伴い、平成18（2006）年の指定管理制度の導入や平成24（2012）年のいなぎグリーンウェルネス財団の公益法人化などの対応をしてきております。財政面においては、いなぎグリーンウェルネス財団の設立時に公園管理費の充実を図っておりますが、その後の公園面積の増加に対して、微増にとどまっております。建設ラッシュ時に開園した公園も30年が経過し始めており、まもなく修繕や改修の必要性が見込まれます。

緑の保全と緑化の推進、いわゆる緑の施策については、人的なマネジメントを主体に運営されてきております。

平成3（1991）年に創設した緑化推進基金については、建設ラッシュ後から積立金を増加しており、平成30（2018）年に創設当初の積立目標金額の10億円を達成しました。

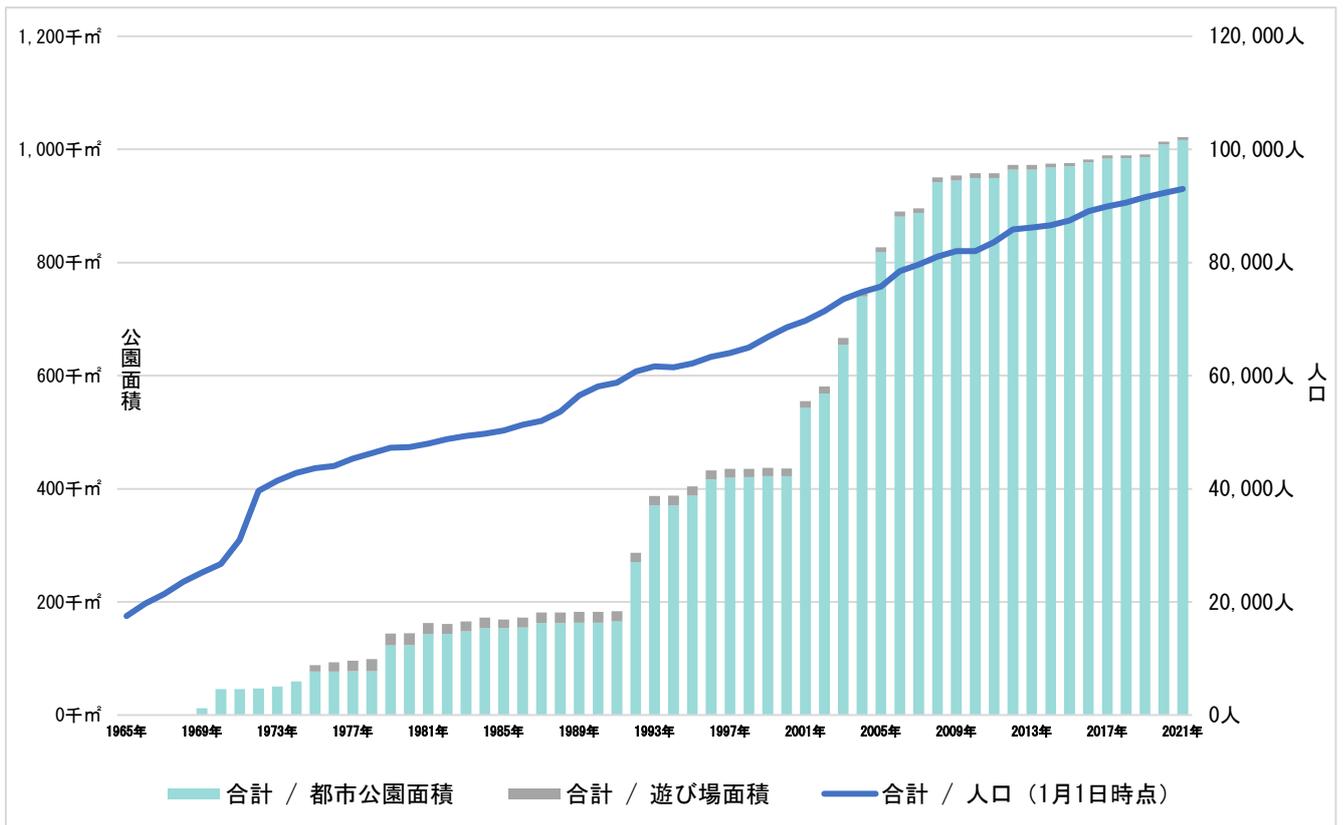


図1-1 稲城市の公園面積と人口の推移

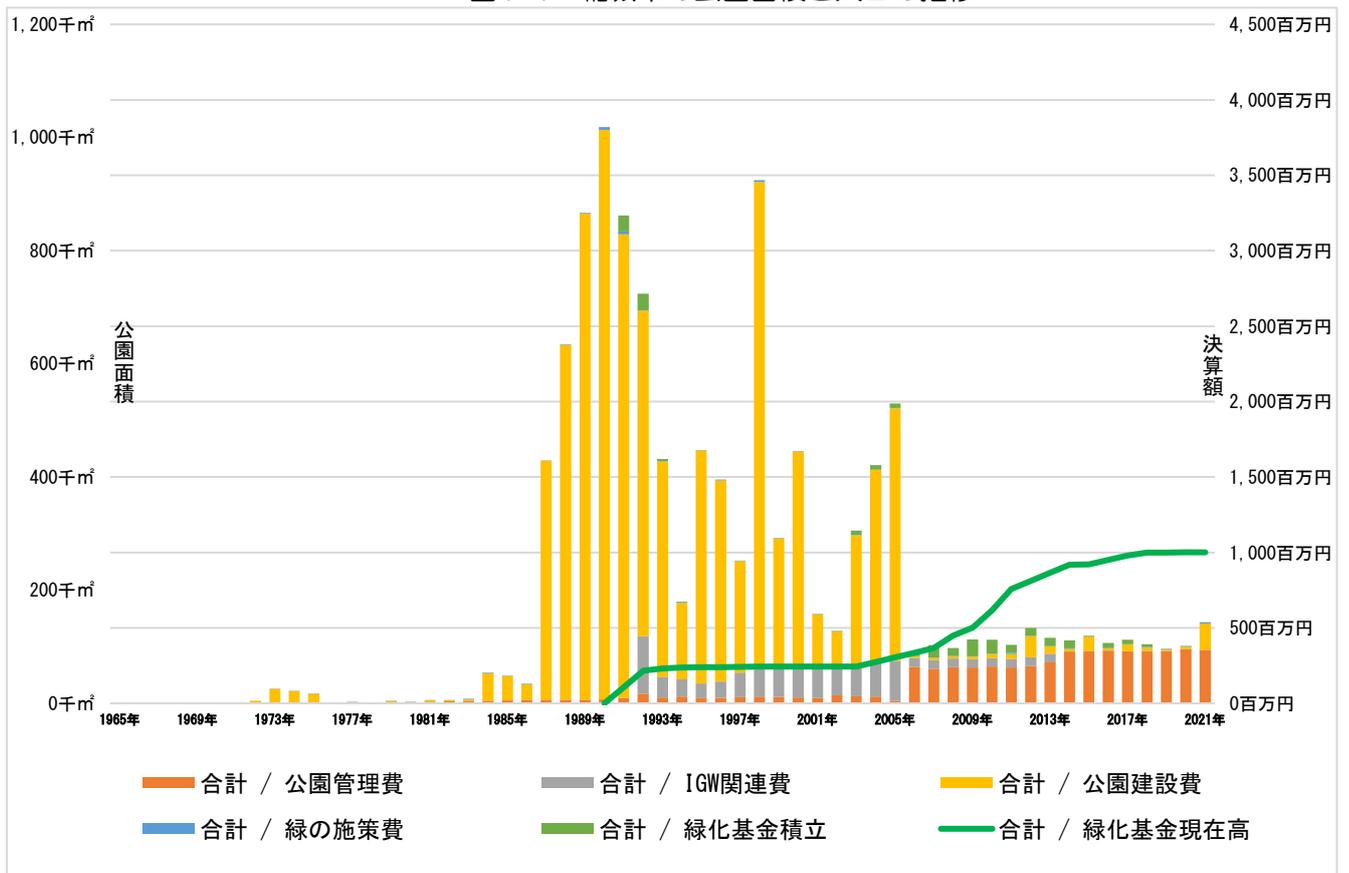


図1-2 稲城市の公園緑地の財政推移

表 1-1 稲城市の緑の出来事

年月	出来事や取り組み
昭和38（1963）年11月	都市計画区域の決定
昭和42（1967）年11月	稲城市児童の遊び場設置に関する基準適用
昭和43（1968）年11月	稲城町公園及び児童遊園設置条例施行
昭和46（1971）年11月	市制施行（人口36,800人、11,999世帯）
昭和48（1973）年4月	農業施策による緑化対策を開始
昭和49（1974）年4月	稲城市の自然の保護と緑の回復に関する条例施行 環境施策による自然環境保全を開始
昭和54（1979）年3月	緑の実態調査（緑被率：84.7%※メッシュ調査）
昭和55（1980）年3月	緑のマスタープラン策定
昭和60（1985）年4月	緑化対策を環境施策に転換し、自然環境保全と一元化（緑の施策）。
昭和63（1988）年4月	稲城市立公園条例施行 稲城市公園及び児童遊園設置条例廃止
平成3（1991）年3月	緑の実態調査（緑被率：56.9%）
平成3（1991）年4月	稲城市緑化推進基金条例施行
平成4（1992）年3月	緑の基本計画「緑の景をつくる」策定※都市緑化推進計画 緑の施策を都市施策へ転換。
平成4（1992）年7月	財団法人いなぎグリーンウェルネス財団設立
平成5（1993）年	1人当たり公園面積が5㎡/人を超える
平成11（1999）年3月	緑の基本計画「水と緑のふるさと景観につつまれたまちづくり」策定 ※平成6年都市緑地保全法改正により法定計画として位置づけ。緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合
平成13（2001）年4月	遊び場を公園に統合し都市施策に転換
平成16（2004）年	1人当たり公園面積が10㎡/人を超える
平成18（2006）年4月	公園管理に指定管理制度を導入
平成23（2011）年3月	緑被率調査（緑被率：56.7%）
平成24（2012）年3月	緑の基本計画「水と緑の継承と創造」改定
平成24（2012）年4月	公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団へ移行
令和4（2022）年3月	緑の現況調査（緑被率：52.4%、みどり率：54.6%）

## ②国や東京都の動向

稲城市緑の基本計画を改定した平成24（2012）年3月以降、公園緑地、都市農地をめぐる国や東京都の施策も大きく変化しました。

### 1. 新たなステージに移行する緑とオープンスペース

国土交通省は「『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書」を平成28（2016）年5月に公表し、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて「緑とオープンスペースがもつ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための施策へと移行すべき」との方向性が打ち出され、1. ストック効果をより高める、2. 民との連携を加速する、3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす、の3つを重視する観点として示されました。

### 2. 都市農地の位置づけの変化

平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を閣議決定され、従来の「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置づけは、都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。

### 3. グリーンインフラの推進

平成27年8月に「国土形成計画」が閣議決定され、初めて「グリーンインフラ」という用語が登場しました。その後、国土交通省は令和元年7月にグリーンインフラ推進戦略を公表し、今後の緑に関わる政策の重要なキーワードとなる概念である。グリーンインフラの特徴と意義について、1. 機能の多様性、2. 多様な主体の参画、3. 時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）と示されており、これらを踏まえてグリーンインフラの社会実装に向けた取り組みを進めることが求められている。

#### 4. 緑の基本計画の位置づけ

「稲城市緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として策定するものですが、都市計画部門の分野別計画のひとつとして位置づけられるため、「稲城市都市計画マスタープラン」が直接的な上位計画に相当し、この中の「環境まちづくりの方針」を具体的な姿とするための個別計画に位置づけられています。

さらに稲城市の上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」を十分に踏まえるとともに、同じ都市計画分野の部門別計画である「稲城市景観基本計画」をはじめ、「稲城市環境基本計画」や「稲城市農業基本計画」など他分野の計画と連携を図りながら、施策展開を進めていきます。

また、計画を検討する際には、「都市づくりのランドデザイン」、都市計画公園・緑地の整備方針※、緑確保の総合的な方針※など、水と緑にかかわる東京都の新しい計画と連携を図りながら進めています。 ※は東京都・特別区・市町の合同で作成

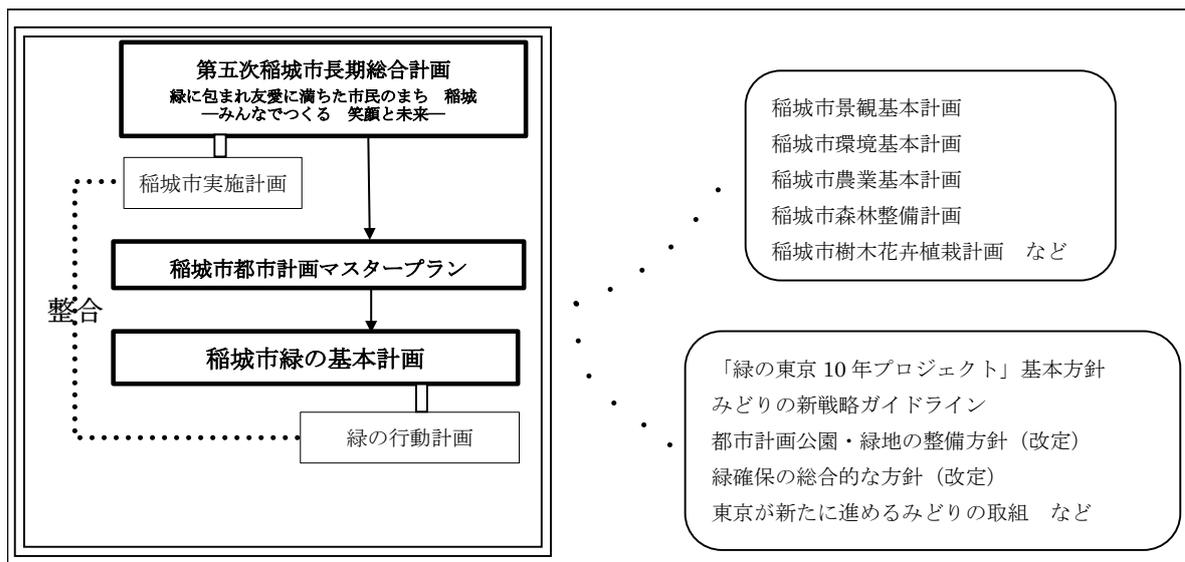


図 1-3 計画の位置づけ

## 5. 計画の枠組み

### (1) 目標年度

令和 4 年度（2022 年度）を開始年度とし、目標年度を令和 13 年度（2031 年度）とします。

緑の基本計画の目標年度 令和 13 年度（2031 年度）

### (2) 計画対象区域

稲城市全域が、計画対象区域です。

計画対象区域 稲城市全域（1,797ha）

### (3) 人口の見通し

「第五次稲城市長期総合計画」における令和 12 年（2030 年）の想定人口は 9 万 7 千人です。

令和 4 年（2022 年）人口 93,033 人  
令和 12 年（2030 年）想定人口 97,000 人

現在の人口は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日現在の住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計

## 6. 緑の基本計画の主な対象分野

緑の基本計画は、都市公園など市民の屋外レクリエーション需要に応えるための施設である公園・緑地を計画的に整備する「施設緑地」、樹木や樹林の保全を図るために、法律や市の制度に基づき土地利用を一定程度規制することにより保全を図る「地域制緑地」、そして、水と緑によるまちづくりをめざす「都市緑化推進」の三分野について計画を策定します。

計画の対象には、公共施設（公園・緑地・道路・河川・水路・庁舎・学校など）、民間施設（住宅地や事業所など）を問わず、庭や外構などの緑化空間、まちなみを形成する道沿いの緑化空間、建築物の壁面や屋上などの緑化空間があり、稲城市の魅力を高め、都市環境負荷を軽減し、生物多様性を高めるような多くの場所が対象となります。

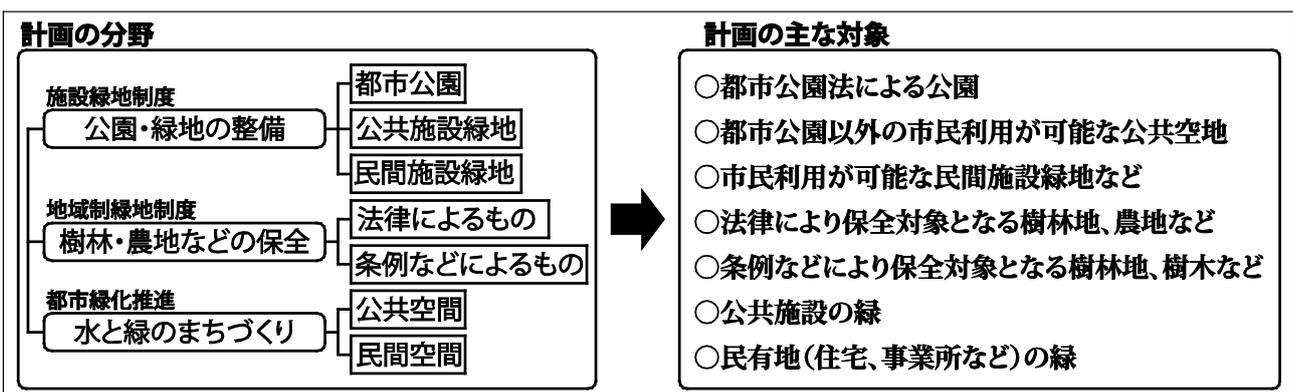


図 1-4 緑の基本計画の主な対象分野

## 7.緑の役割

緑は多くの役割を持っています。この緑の基本計画では「都市の緑」が持つ、次の5つの役割を重視して計画づくりを進めています。

### (1) 都市環境の改善

- 緑は、二酸化炭素の吸収、酸素の供給、大気汚染物質の吸着などにより、大気を浄化するとともに、植物の蒸散機能や風の通り道の形成により都市のヒートアイランド現象を緩和します。
- 緑は、透水性や保水性を有しており、雨水の地下浸透や貯留機能が高まります。自然の水循環を回復することで、都市の環境を持続可能にしていきます。
- 幹線道路と住宅との間にある緑地は、大気の浄化や騒音の軽減などの緩衝地帯としての役割を果たします。



稲城市立病院の立体駐車場屋上緑化

### (2) 動植物の生息・生育空間

- 緑は、野鳥や昆虫、野草などの動植物の生息・生育空間となり、都市における季節感を醸成するとともに、自然とのふれあいの場としての役割を果たします。
- 樹林地や水辺は、野生生物に生育の場所を提供し、生態系を構成するとともに、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。
- 連続する緑の帯は、風の通り道や、鳥や虫などが移動する道となり、人と自然が共生する都市環境を形成します。
- 公園や緑地、河川・水路、街路樹、学校の樹木、住宅の庭木、ビオトープなどの緑がつながることにより、生物の移動ルートとなります。



上谷戸親水公園

### (3) 都市の魅力を高める緑

- 大丸用水沿いの緑や社寺仏閣など歴史のある緑、梨園・ぶどう園などの農地、多摩丘陵の緑など、緑が都市に風格を与え、うるおいのある良好な都市景観を形成します。
- 彩り豊かな四季を演出して美しい景観を形成し、市民生活にゆとりとうるおいをもたらします。
- 四季折々の緑の表情は、次代を担う子どもたちの感性を育み、心身ともにバランスよく成長するのに大切な役割を担っています。



大丸親水公園

- 緑は地域固有の歴史や文化を背景に成り立っているため、緑を活かすことで、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。
- 緑を含む公共空間は、優れた文化的資産などの保存や活用、地域の文化や観光の拠点、イベント会場として、地域の活性化に寄与します。

#### (4) 都市の防災空間

- 公園などのオープンスペースは、地震などの災害時において、避難場所や避難路、延焼防止帯、復旧・復興拠点としての役割を担っています。
- 緑に覆われた地面は透水性や保水性があり、雨水の流失抑制機能により、都市化による集中豪雨時などの安全性を高めます。



若葉台公園

#### (5) レクリエーション・コミュニティ活動の場

- 公園などのオープンスペースは、高齢者や子供など様々な人々にとって、運動や散策といったレクリエーション活動空間や、地域のコミュニティ活動の場としての役割を果たします。
- 運動や遊び、休憩や休息だけではなく、環境や自然学習などの教養・文化活動の場ともなります。
- 自然とのふれあい、健康づくりのニーズに応え、地域コミュニティの核となる役割を担っています。



多摩川緑地公園



## 8. 緑の考え方と緑の量を示す考え方

### (1) 緑の考え方

「緑」とは緑地、水面、公園等のオープンスペースで構成される空間と、動植物などの存在自体が自然的なものが形成している都市の自然的環境の総称をいう。

### (2) 緑の量を示す考え方

緑の量を示す考え方には、緑被率、緑地率、みどり率、緑視率などがあります。  
この稲城市緑の基本計画では、緑被率、緑地率、みどり率を用いています。

**緑被率** 緑の量を示す一般的な指標・敷地の面積に対して、樹木や草などの植物が地面を覆っている部分と農地の占める割合をいい、一般的には航空写真をもとに測定する。農地は、一時的に農作物（植物）がない場合もあるため、航空写真で農地の区域を判読して測定します。

本計画においては、「緑被率標準調査マニュアル」（昭和 63 年 10 月東京都環境保全局）に基づき算定を行っています。

**緑地率** 敷地の面積に対する緑地面積の割合。緑地とは、都市公園をはじめ、社寺境内地などの空地の多い施設、農地、樹林、河川、用水路、水面など、オープンスペースとして社会的に一定の永続性が保たれている区域をいいます。

**みどり率** 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加え、これらの面積が地域全体に占める割合をいいます。緑被率に“公園内の緑で覆われていない面積の割合”と“河川等の水面が占める割合”を加えることで値をもとめることができ、東京都における緑化指数となっています。



（稲城中央公園南側）鶴川街道より

## 9. 緑の基本計画の構成

- ① **緑の基本計画の概要**・・・緑の基本計画の目的や位置づけなどの概要について示しました。
- ② **水と緑の現況と課題**・・・計画をつくるために必要となる現在の水と緑の姿について整理しています。水と緑の現況には、樹林地・農地など緑被の分布、公園の箇所数・面積などについて整理しました。この水と緑の現況などをもとに、将来の姿と比較して何が今必要なのか、何が求められているのか、これからの10年間は何に取り組むべきなのか、計画をつくるにあたっての課題を整理しています。
- ③ **水と緑のまちづくりの将来構造**・・・これらの課題に対応していくための計画の理念を設定し、どのような水と緑のまちづくりを目指すのかという基本方針と将来構造について示しました。
- ④ **水と緑のまちづくりのための施策**・・・基本方針と目標の実現に向け、水と緑のまちづくりを進めていくための、施策の方針・主な施策について示しました。
- ⑤ **重点施策**・・・これからの10年間に重点的に実施していく施策を設定しました。
- ⑥ **計画の推進にあたって**・・・この緑の基本計画の目標を効果的に進めていくための、市民、事業者、行政が協働して水と緑のまちづくりに取り組むための考え方、推進体制、社会経済情勢の変動に対して順応的に計画内容を見直していく方向性、次期計画に向けての見直しスケジュールなどについて示しました。

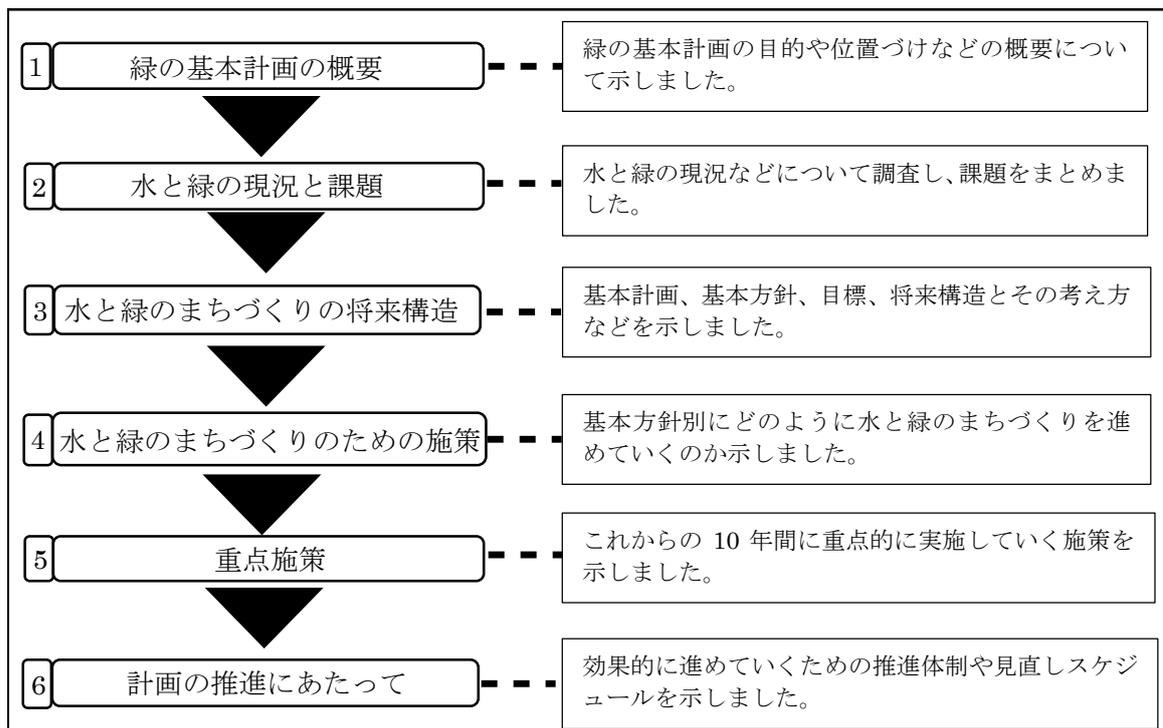


図 1-5 緑の基本計画の構成

## 第2章. 水と緑の現況と課題



### 1. 稲城市の概況

稲城市は、南多摩地区の東端にあり、北は多摩川を隔てて府中市、調布市、西北部は多摩市、東南部より西南部にかけては神奈川県川崎市と接しており、東京都心より南西に約 25km 離れた位置にあります。市の大きさは東西、南北ともに約 5.3km、面積 17.97km<sup>2</sup> で西から北にかけて大きく弧を描き、南はつぼまっでいて「市の木」イチヨウの葉のような形をしています。

多摩川に並行して標高 40~50m 程度の平坦地が広がり、その南側には標高約 80m のなだらかな多摩丘陵（最高海拔 162m）があります。また、市の中央を南西から北東にかけて三沢川が流れ、市域を西北部と東南部の二つに分けています。そして、市域北部の平坦地には、多摩川から取水した大丸用水が網の目のように流れています。

大きく広がる多摩丘陵の樹林地と豊富な水に恵まれており、都心から近い位置にありながら豊かで多様な自然があることが大きな特徴です。



図 2-1 稲城市の位置

## 2.水と緑の特徴

### (1) 緑の環

稲城市の緑は、多摩川と丘陵地の緑からなる「緑の環」を骨格とし、三沢川と大丸用水の豊かな水とで構成されています。

#### 《緑の構造》

稲城市の緑の骨格となる多摩川河川敷や多摩サービス補助施設、多摩丘陵の斜面緑地、大規模公園等を、市街地を囲うように拡がる「緑の環」として位置付けます。

緑の環においては、環境学習の場、レクリエーション・交流の場、散策の場等として一部活用しつつ、適切に維持・管理・保全を目指します。また、既存のゴルフ場も、緑の環と一体的に緑空間として形成します。

稲城市は農業が盛んであることから、多摩川沿いの平坦地、坂浜地区などに梨園を主とした農地が広がっています。これらの農地は、ゆとりある土地利用をもたらしており、丘陵の斜面緑地とともに稲城市を形成する主要な要素となっています。

#### 《水の構造》

市域の北側には多摩川が流れています。丘陵地の北側に広がる平坦地には、多摩川を水源とした大丸用水とその支流である多くの用水系が東に流れており、市街地にうるおいをもたらしています。

神奈川県川崎市麻生区の黒川地区を源流とする三沢川が、市域のほぼ中央部を鶴川街道と並行するように北東方向へと流れており、多摩丘陵を西北部と東南部の二つに分けています。



北緑地公園



三沢川親水公園



稲城駅南側

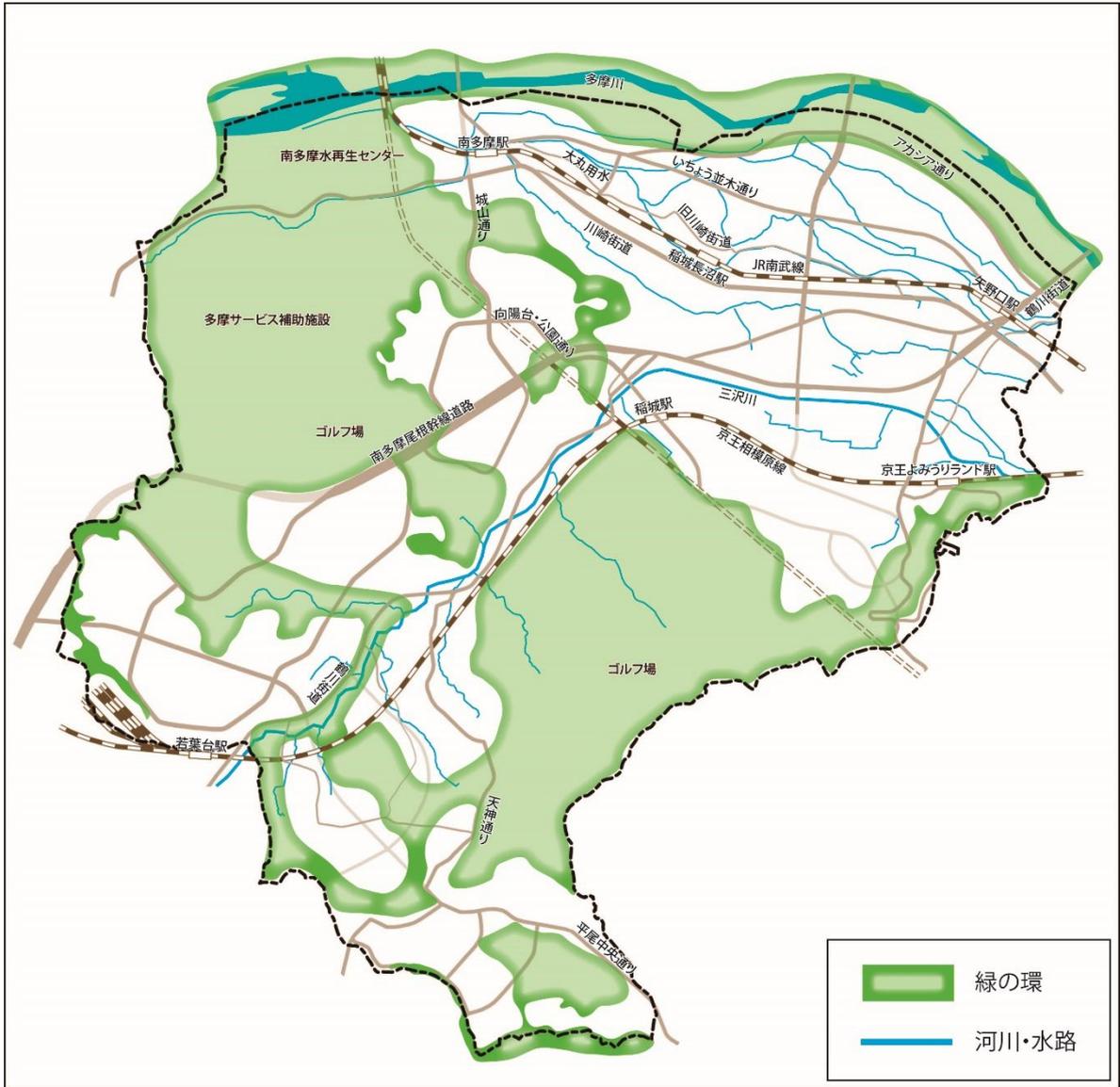


図 2-2 水と緑の構造



稲城ふれあいの森



上谷戸親水公園

## (2) 樹林地などの状況

下の図は、航空写真で確認した概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上（薄い緑）と 5,000 m<sup>2</sup>以上（濃い緑）のまとまりのある樹林地などについて示したものです。

図からわかるように、三沢川左岸丘陵地では、多摩ニュータウン区域の西北部の丘陵斜面の樹林地、三沢川右岸丘陵地では三沢川に沿う丘陵斜面の樹林地が主体となっており、多摩川沿いの既成市街地からもよく見えます。平尾地区では、三沢川右岸丘陵地から続く丘陵斜面の樹林地が主なものです。

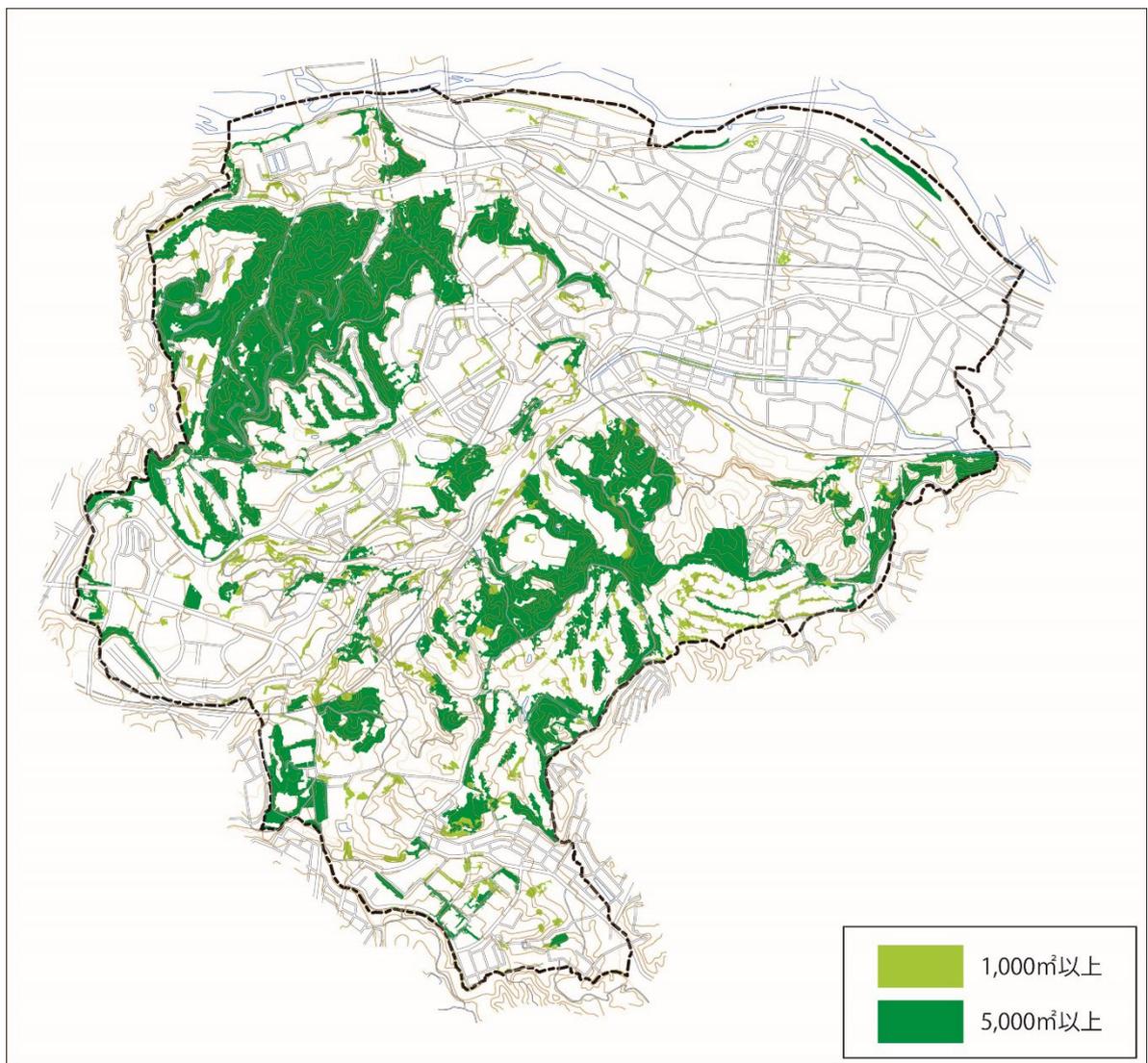


図 2-3 まとまった樹林地など

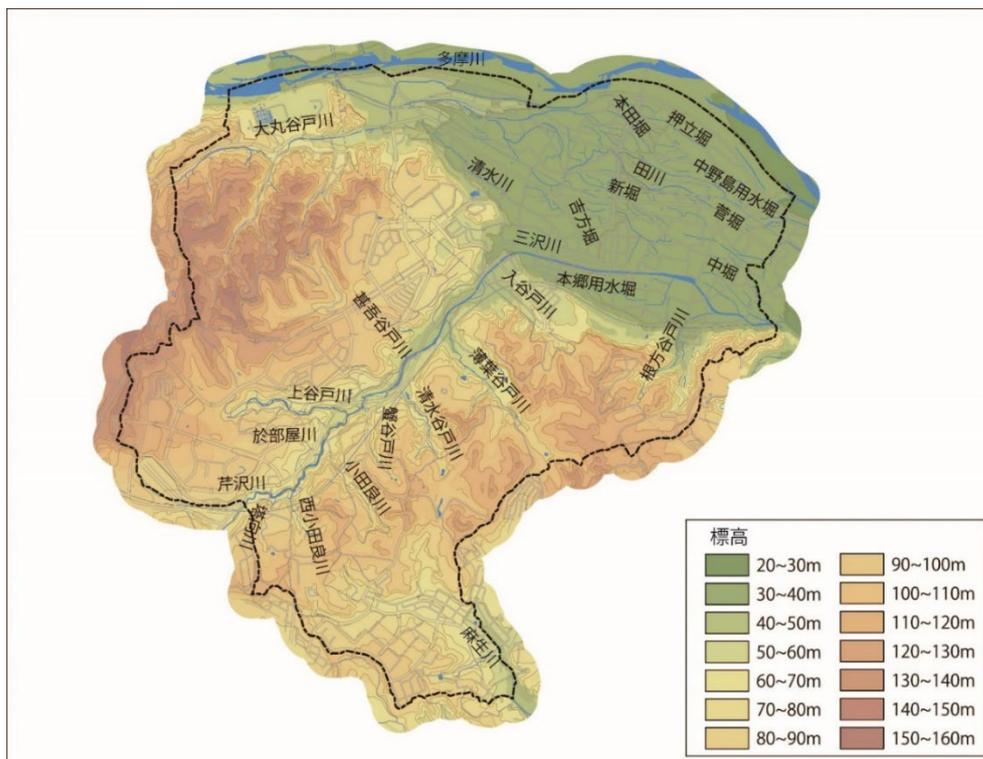
### (3) 水系の状況

稲城市の河川や水路について、等高線によって色を塗り分け、図上に示しました。

河川では、山梨県・東京都・神奈川県へと流れ東京湾にそそぎ国が管理する多摩川、川崎市麻生区の黒川地区を源流とする東京都が管理する三沢川、そして、多摩サービス補助施設内に源を発し稲城市が管理する準用河川の大丸谷戸川の3河川があります。さらに、平尾地域には稲城市と神奈川県川崎市麻生区の境界を流れ、唯一鶴見川水系に属し稲城市を水源として主に川崎市側を流れる麻生川があります。

三沢川には、谷戸に源を発し名称を有する小河川が13河川あります。本流の三沢川沿いは、桜並木の遊歩道などとして整備され、多くの市民の憩いの場となっています。また、小河川のひとつである上谷戸川では、若葉台公園から上谷戸大橋の区間において親水公園として整備がされています。上谷戸親水公園では、市民団体との協働によりホタルの育成が行われており、5月下旬から6月中旬までの期間において、ホタル観賞会が開催され、多くの方がホタルの鑑賞に訪れています。

既成市街地内を流れる大丸用水は、大丸の取水口から多摩川の水を引き入れ、川崎市登戸まで流れる用水路です。市内には用水系が9系統あり、大きな流れは南多摩駅付近で菅堀系、清水川（大堀）系、新堀系の3つが主要なものです。このうち菅堀系の起点付近から1,120mが親水公園として整備されています。



三沢川の支流	とうむかいがわ にしこだらがわ せりざわがわ おへやがわ こだらがわ かさやとがわ かにやとがわ 塔向川、西小田良川、芹沢川、於部屋川、小田良川、上谷戸川、蟹谷戸川 しみずやとがわ じんこやとがわ うすばやとがわ いりやとがわ ねがたやとがわ ほんごうようすい 、清水谷戸川、甚吾谷戸川、薄葉谷戸川、入谷戸川、根方谷戸川、本郷用水 ほり 堀
大丸用水の水系	まげほり しみすがわ おしたてほり しんほり でんがわ きっぽうほり なかほり ほんでんほり なかのしまようすいほり 菅堀、清水川、押立堀、新堀、田川、吉方堀、中堀※、本田堀、中野島用水堀

※：都市下水路にも位置づけられている。

図 2-4 稲城市の河川・水路

### 3.緑被率の状況

#### (1) 市全体の緑被率

令和3年度（2021年度）に撮影された航空写真をもとに、樹木・樹林、竹林、草地、農地など、植物に覆われた緑被地が、どの程度あるのか調べました。その結果、稲城市の緑被率は52.4%であり、樹木・樹林・竹林が28.7%、草地が18.3%、農地が5.4%となっています。一般に30%を緑被率の目標としている市町村が多いなか、とても緑に恵まれていることがわかります。

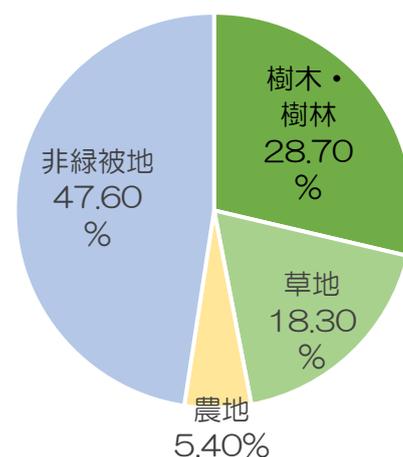
大きなまとまりのある緑被地は、三沢川左岸丘陵地の多摩サービス補助施設とその周囲の樹林地・ゴルフ場と、三沢川右岸丘陵地の樹林地とゴルフ場です。また、坂浜・平尾地区から三沢川沿いに、農地や樹林地が分布しています。

一つひとつの緑被地の規模はそれほど大きいものではありませんが、既成市街地には梨園を主とした農地が多く分布しており、市街地の空間にゆとりとうるおいをもたらしています。

令和3年度（2021年度）緑被率 52.4%

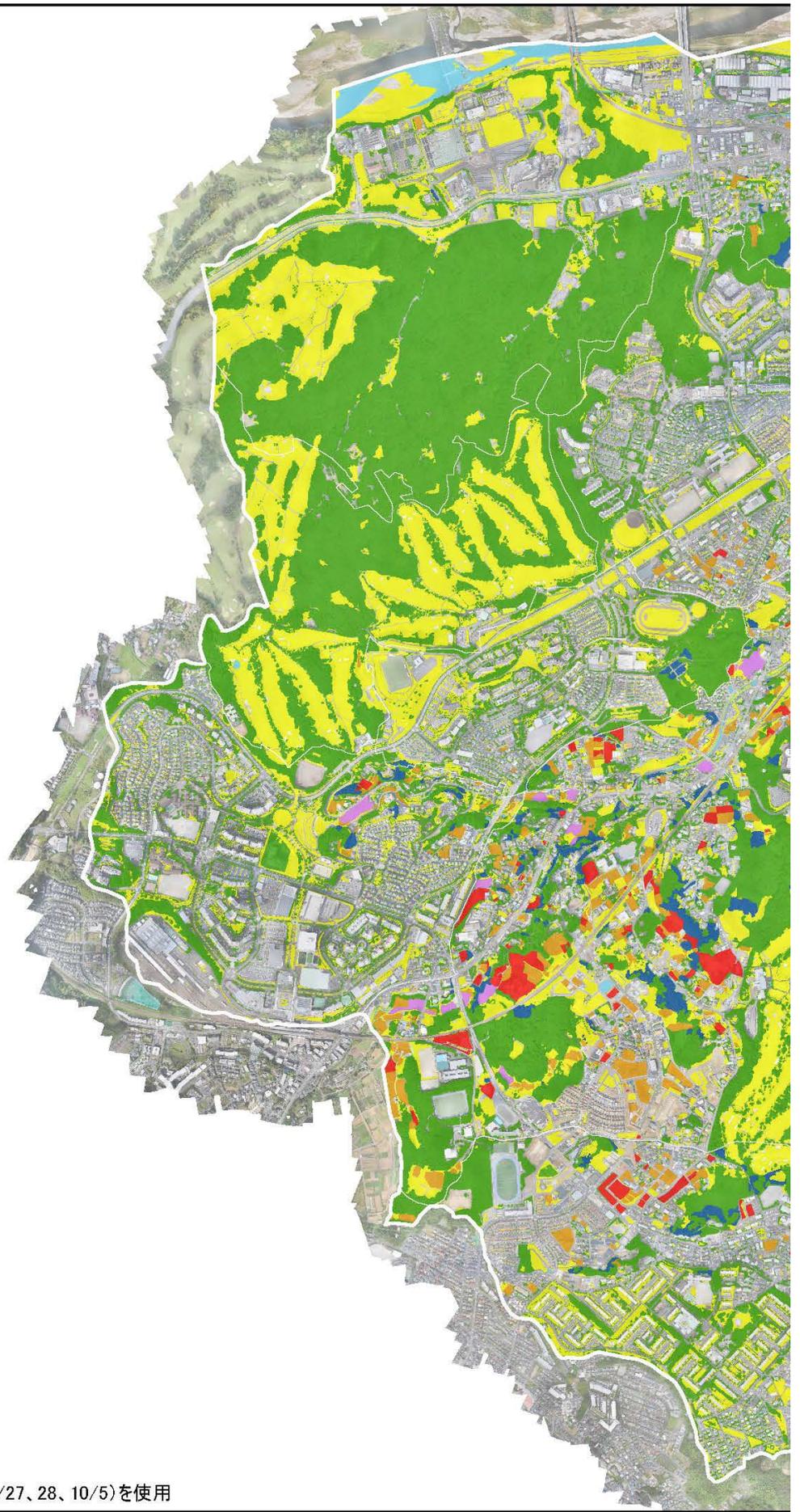
表 2-1 緑被地の内訳（令和3年度（2021年度））

区分		面積 (ha)	構成比 ※1
緑被地	樹木・樹林	493	27.50%
	竹林	22.4	1.20%
	樹木・樹林（人工面）	0.2	0.00%
	小計※2	515.9	28.70%
	草地	329.2	18.30%
	草地（人工面）	0.4	0.00%
	小計※2	329.6	18.30%
	畑	41.2	2.30%
	果樹園・苗圃	50.3	2.80%
	田	5.1	0.30%
	小計※2	96.6	5.40%
計※2	942.1	52.40%	
非緑被地	水面	13.8	0.80%
	その他	841.1	46.80%
	計※2	854.9	47.60%
市全域		1,797.00	100.00%



※1 構成比は市全域を100%とした場合の値を算出した。

※2 小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある。



※ オルソ画像(撮影日:2021/9/27、28、10/5)を使用

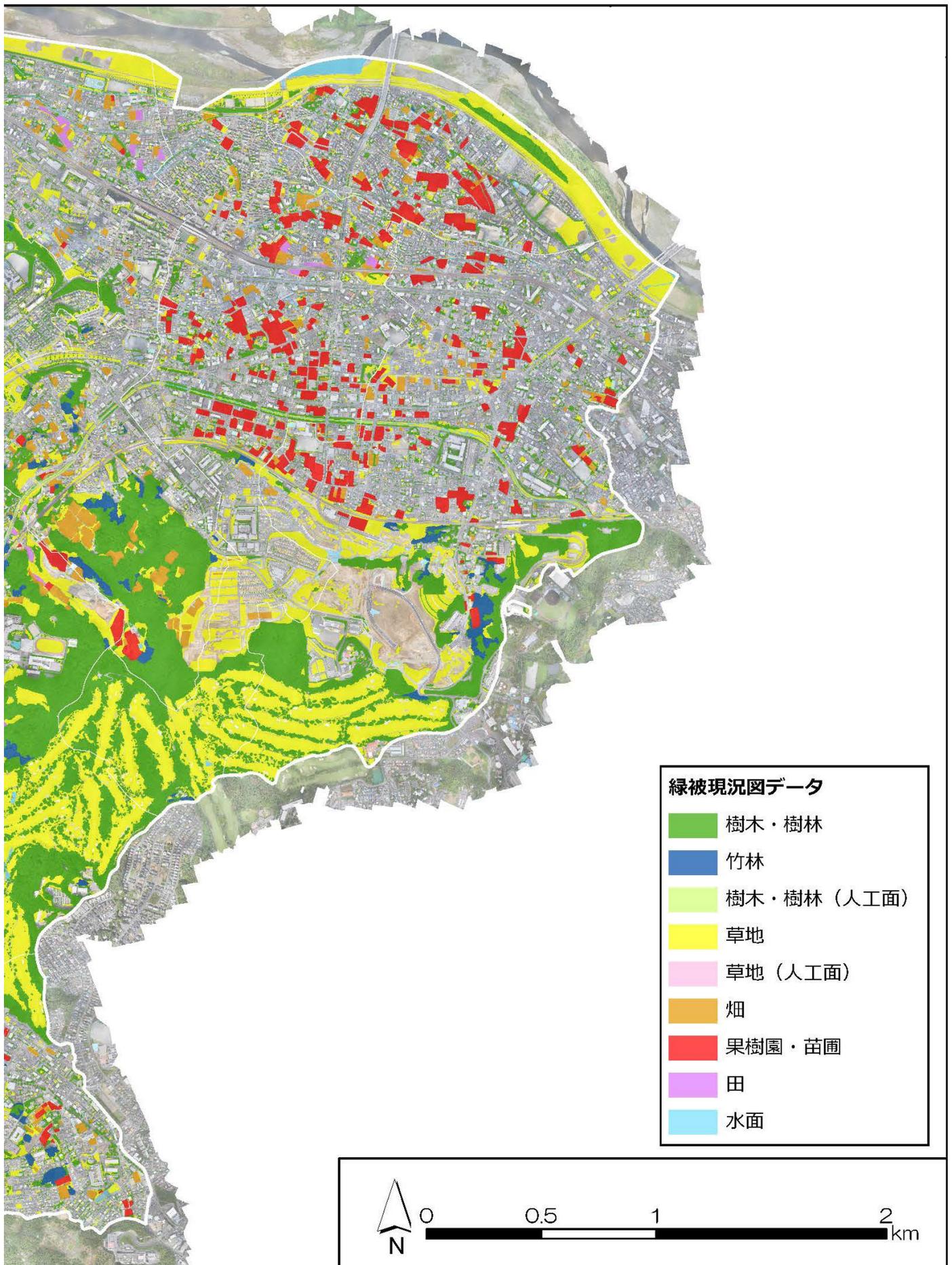


図 2-5 緑被現況図（令和3年度（2021年度））

《平成 21 年度（2009 年度）調査と令和 3 年度（2021 年度）調査との比較について》

- ・ 前回調査時と比較すると、緑被地面積は 1,019.6ha から 77.5ha 減少していました。
- ・ 緑被地区分ごとにみると、前回調査時から割合が最も大きく減少していたのが畑、果樹園・苗圃、田で、増減率は-27.0%です。また、樹木・樹林、竹林も減少傾向でした。
- ・ 一方で草地は増加しており、前回調査時から増減率は+1.8%でした。また、市全域でみるとわずかではありますが人工面の樹木・樹林、草地も増えており、建物の屋上緑化が進んでいることが確認されました（図 2-6）。
- ・ 非緑被地は、水面、その他のいずれも増加しています。特に、その他では前回調査時からの増減率が+10%となりました。

以上より、平成 21 年度調査時に樹木・樹林、竹林、畑、果樹園・苗圃、田であった場所が、主に宅地化等の造成によって非緑被地に転換していることが示唆されました。一方で、草地の増加については、公園整備や造成後の空き地、屋上緑化によるものと考えられます。

表 2-2 緑被の比較

区分		今回（2021 年）		前回（2009 年）		前回調査からの増減	
		面積 (ha)	構成比 <sup>※1</sup>	面積 (ha)	構成比 <sup>※1</sup>	増減面積 (ha)	増減率 <sup>※2</sup>
緑被地	樹木・樹林	493	27.50%	539.8	30.00%	-46.4	-8.60%
	竹林	22.4	1.20%	23.5	1.30%	-1.1	-4.80%
	樹木・樹林（人工面）	0.2	0.00%	0.1	0.00%	0.1	98.30%
	小計 <sup>※3</sup>	515.9	28.70%	563.4	31.40%	-47.5	-8.40%
	草地	329.2	18.30%	323.8	18.00%	5.4	1.70%
	草地（人工面）	0.4	0.00%	0.1	0.00%	0.3	310.00%
	小計 <sup>※3</sup>	329.6	18.30%	323.9	18.00%	5.7	1.80%
	畑	41.2	2.30%	55.5	3.10%	-14.3	-25.80%
	果樹園・苗圃	50.3	2.80%	69.8	3.90%	-19.5	-27.90%
	田	5.1	0.30%	7.1	0.40%	-2	-28.50%
	小計 <sup>※3</sup>	96.6	5.40%	132.4	7.40%	-35.8	-27.00%
計 <sup>※3</sup>	942.1	52.40%	1,019.60	56.70%	-77.5	-7.60%	
非緑被地	水面	13.8	0.80%	13.6	0.80%	0.2	1.40%
	その他	841.1	46.80%	763.8	42.50%	77.3	10.10%
	計 <sup>※3</sup>	854.9	47.60%	777.4	43.30%	77.5	10.00%
市全域		1,797.00	100.00%	1,797.00	100.00%	—	—

※1 構成比は市全域を 100%とした場合の値を算出した。

※2 前回調査からの増減率は、2009 年の区分ごとの緑被地面積を 100%としたときの増減率を示す。

※3 小数第 2 位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある。



平成 21 年度（2009 年度）調査時



令和 3 年度（2021 年度）調査時

図 2-6 草地（人工面）の矢野口地区における事例

## (2) 地区区分別の緑被率

稲城市の地区区分別に緑被率を算出しました。下図に示すように、多摩サービス補助施設、ゴルフ場などを主体とする区域の「飛地（東長沼・百村・坂浜）」が94.0%と最も高い割合を示しました。また、まとまった樹林地やゴルフ場があり、農地が多く残されている「坂浜」も67.7%と高い割合を示しています。

昭和40年代に開発がなされた「平尾」が41.5%、後年開発された多摩ニュータウンの区域（若葉台、長峰、向陽台）も35.7%～49.2%と緑が多く確保されています。その他の既成市街地も40%前後と、各地域ともに緑被率30%を大きく上回っており、稲城市全域においてとても緑が豊かであることがわかります。

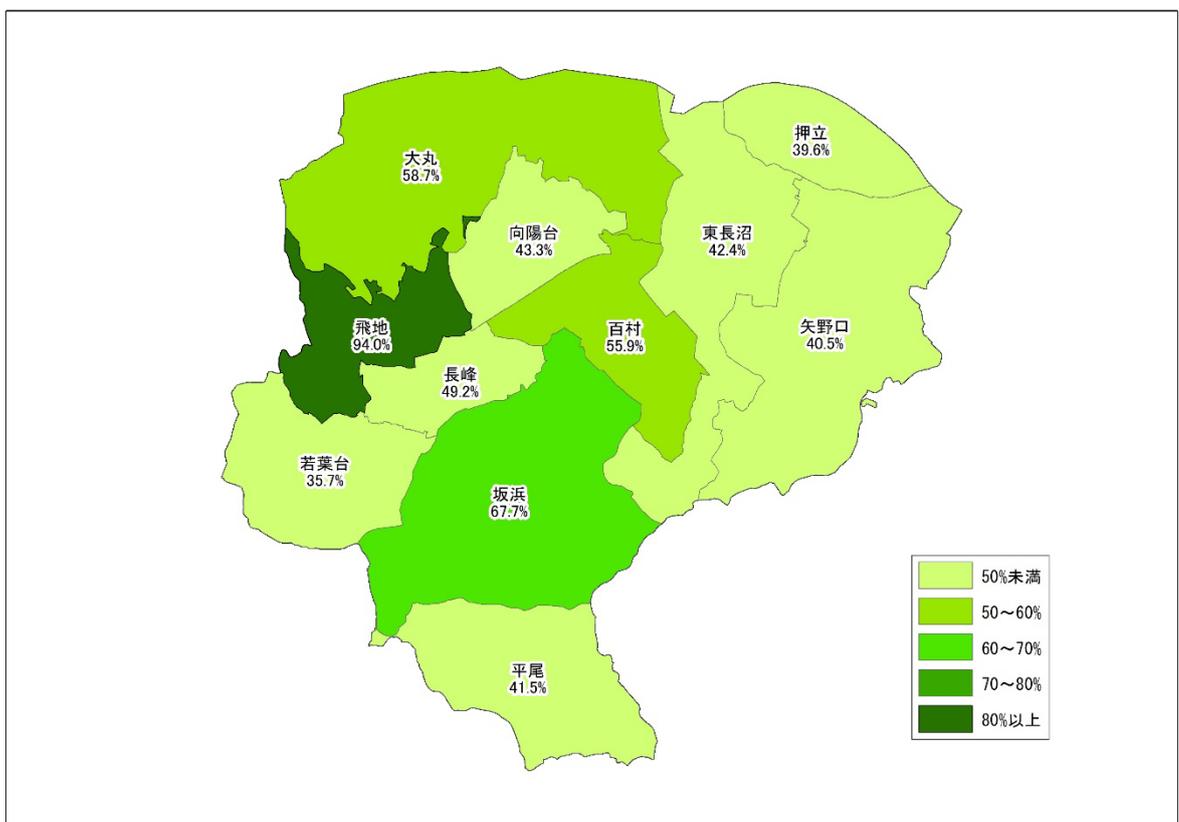


図2-7 地区別緑被率

表 2-3 地区別緑被率

地区区分	地区面積※1 (ha)	緑被面積※2 (ha)	緑被率※2 (%)	区分(上段:面積 ha、下段:構成比)※2					
				樹木・樹林	竹林	草地	畑	果樹園・苗圃	田
矢野口	261.3	105.9	40.50%	42 16.10%	3.2 1.20%	43.7 16.70%	3.3 1.30%	13.6 5.20%	0 0.00%
東長沼	197.7	83.9	42.40%	31.3 15.80%	0.4 0.20%	33.7 17.00%	4.1 2.10%	13.9 7.00%	0.5 0.30%
大丸	306.3	179.9	58.70%	118.2 38.60%	0.6 0.20%	56.5 18.50%	3.3 1.10%	0.2 0.10%	1.1 0.30%
百村	116.6	65.2	55.90%	37.1 31.90%	3.8 3.20%	14.9 12.80%	8 6.80%	1.3 1.10%	0.1 0.00%
坂浜	288	195	67.70%	95.8 33.30%	9.5 3.30%	61.7 21.40%	15.3 5.30%	9.8 3.40%	2.9 1.00%
平尾	153.1	63.5	41.50%	32.4 21.20%	3.1 2.00%	21.3 13.90%	3.9 2.50%	2.7 1.80%	0 0.00%
押立	80.3	31.8	39.60%	7 8.70%	0.1 0.10%	14.3 17.80%	1.8 2.30%	8.6 10.80%	0 0.00%
向陽台	90.6	39.2	43.30%	31 34.20%	0.1 0.10%	8.1 8.90%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
長峰	66.3	32.6	49.20%	18.5 27.80%	0.6 0.90%	13.4 20.30%	0.1 0.10%	0 0.10%	0 0.00%
若葉台	133	47.5	35.70%	28 21.10%	1.1 0.80%	16.3 12.30%	1.3 1.00%	0.2 0.10%	0.5 0.40%
飛地	104	97.8	94.00%	52.2 50.20%	0 0.00%	45.5 43.80%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
合計※2	1797	942.1	52.40%	493.6 27.50%	22.4 1.20%	329.6 18.30%	41.2 2.30%	50.3 2.80%	5.1 0.30%

※1 地区面積は GIS ソフトウェア上で算出した面積を使用

※2 小数第 2 位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある

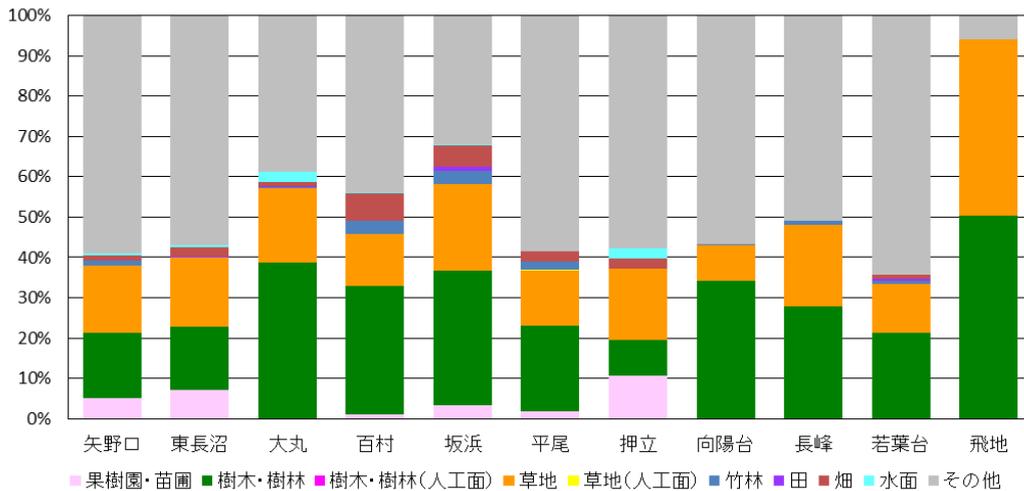


図 2-8 地区区分ごとの緑被地・非緑被地の構成比

#### 4.みどり率の状況

令和4年度(2022年度)策定のこの計画より、稲城市のみどり率についても調べることにしました。みどり率とは、緑被率に“公園内の緑で覆われていない面積の割合”と“河川等の水面が占める割合”を加えることでもとめられる値のことで、東京都の「都市づくりのランドデザイン」における緑化指数とされています。

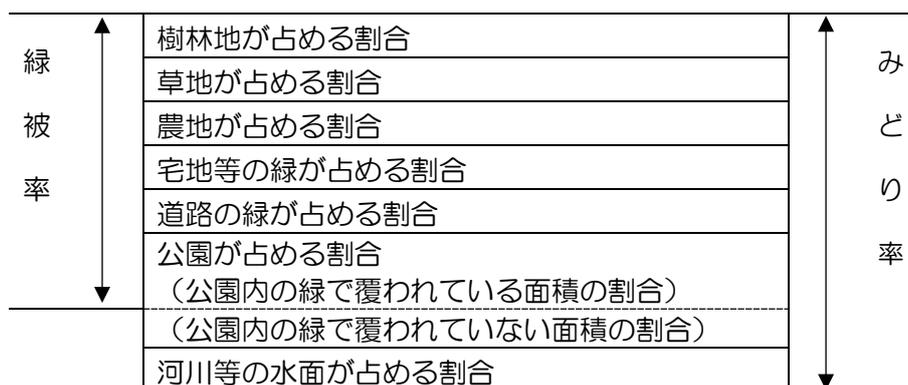


図 2-9 緑被率とみどり率の関係

##### (1) 市全体のみどり率

稲城市全体のみどり面積は982.2haあり、みどり率は54.6%でした。緑被率の調査結果と比べると、公園緑地と水面の割合が加わったことにより、緑の面積が40.1ha増え、緑の構成比は+2.2%となりました。

なお、造成中の公園があることから、みどり率については今後増加する可能性があります。

令和3年度(2021年度)みどり率 54.6%

表 2-4 市全域におけるみどり率の算出結果

区分		面積 (ha)	構成比	
みどり率	公園緑地	緑被地	77.9	4.5%
		水面	0.5	0.0%
		その他	26.3	1.6%
		小計 <sup>※1</sup>	104.6	6.1%
	公園緑地範囲外	樹木・樹林	442.1	24.6%
		竹林	20.8	1.2%
		樹木・樹林（人工面）	0.2	0.0%
		小計 <sup>※1</sup>	463.1	25.8%
		草地	304.2	16.9%
		草地（人工面）	0.4	0.0%
		小計 <sup>※1</sup>	304.6	16.9%
		畑	41.1	2.3%
		果樹園・苗畑	50.3	2.8%
		田	5.1	0.3%
		小計 <sup>※1</sup>	96.5	5.4%
		水面	13.3	0.7%
		小計 <sup>※1</sup>	13.3	0.7%
		計 <sup>※1</sup>	982.2	54.6%
		非みどり率	その他	814.1
合計		1798.3	100.0%	

※1 小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある

## (2) 地区別のみどり率

稲城市の地区区分別にみどり率を算出しました。

飛地を除く 10 地区でみどり率が最も低かったのは若葉台の 39.6%で、最も高かったのは坂浜の 68.2%でした。

緑被率とみどり率とを比較すると、公園緑地と水面の面積により、最も増えていたのが長峰で、+7.8%となっていました。

若葉台は、全地区の中で緑被率が最も低かったのですが、公園緑地面積は向陽台に次いで大きく、緑被率と比べると、みどり率が+3.9%となっています。

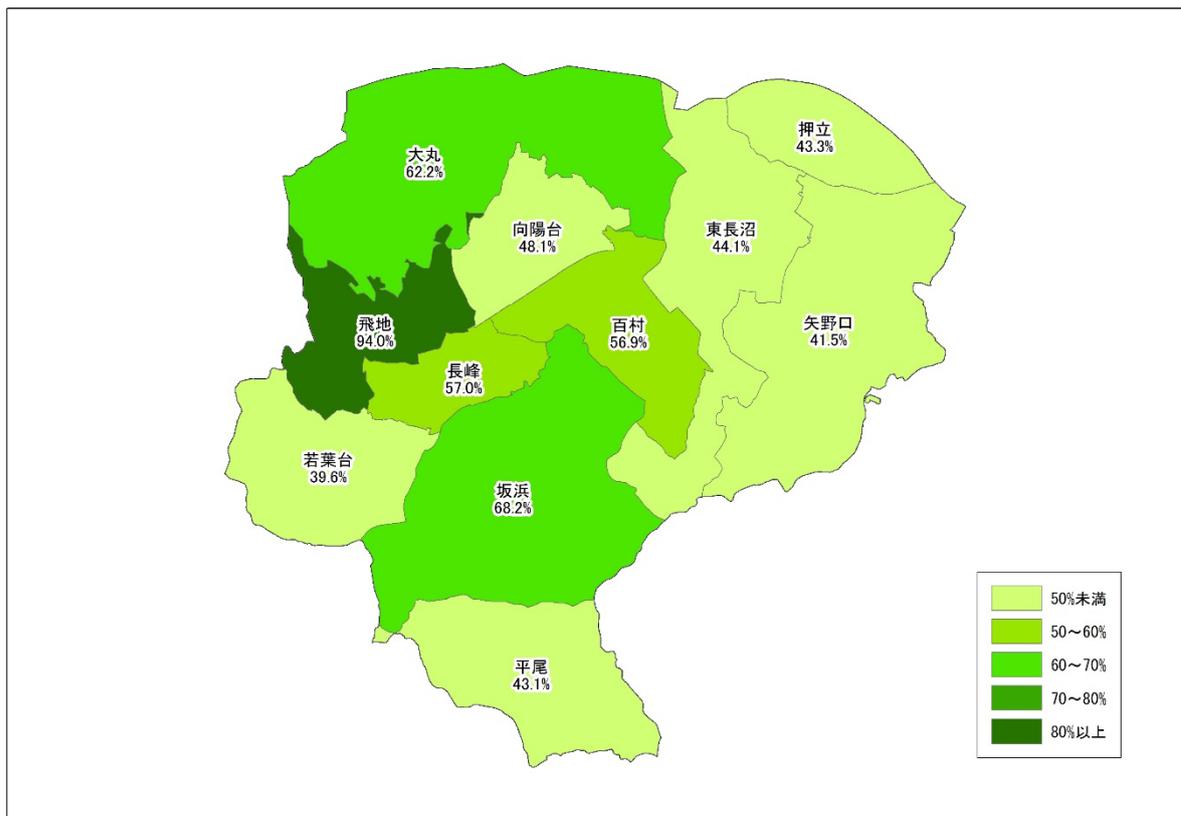


図 2-10 地区別みどり率

表 2-5 地区区分別のみどり率

地区区分	地区面積 (ha)	みどり面積※1 (ha)	みどり率※1 (%)	(参考) 緑被率	区分 (上段: 面積 ha、下段: 構成比%)							
					公園緑地	公園緑地範囲外						
						樹木・樹林	竹林	草地	畑	果樹園・苗圃	田	水面
矢野口	261.3	108.5	41.5%	40.5%	3.6	41.6	3.2	41.9	3.3	13.6	0.0	1.2
					1.4%	15.9%	1.2%	16.0%	1.3%	5.2%	0.0%	0.5%
東長沼	198.9	87.8	44.1%	42.4%	4.5	30.2	0.4	33.1	4.1	13.9	0.5	1.1
					2.2%	15.2%	0.2%	16.6%	2.1%	7.0%	0.3%	0.6%
大丸	306.3	190.6	62.2%	58.7%	7.3	116.2	0.6	54.7	3.3	0.2	1.1	7.3
					2.4%	37.9%	0.2%	17.9%	1.1%	0.1%	0.3%	2.4%
百村	116.6	66.3	56.9%	55.9%	4.0	35.5	3.5	13.8	8.0	1.3	0.1	0.3
					3.5%	30.4%	3.0%	11.8%	6.8%	1.1%	0.0%	0.2%
坂浜	288.0	196.3	68.2%	67.7%	1.5	95.3	9.3	61.1	15.3	9.8	2.9	1.2
					0.5%	33.1%	3.2%	21.2%	5.3%	3.4%	1.0%	0.4%
平尾	153.1	66.0	43.1%	41.5%	10.0	28.2	2.9	18.3	3.9	2.7	0.0	0.0
					6.5%	18.4%	1.9%	11.9%	2.5%	1.8%	0.0%	0.0%
押立	80.3	34.8	43.3%	39.6%	4.0	5.7	0.1	12.3	1.8	8.6	0.0	2.2
					5.0%	7.1%	0.1%	15.4%	2.3%	10.8%	0.0%	2.7%
向陽台	90.6	43.5	48.1%	43.3%	24.2	15.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
					26.7%	16.6%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長峰	66.3	37.8	57.0%	49.2%	20.2	7.9	0.0	9.5	0.1	0.0	0.0	0.0
					30.5%	11.9%	0.1%	14.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
若葉台	133.1	52.7	39.6%	35.7%	23.7	15.8	0.8	10.4	1.3	0.2	0.5	0.0
					17.8%	11.9%	0.6%	7.8%	1.0%	0.1%	0.4%	0.0%
飛地	104.0	97.9	94.1%	94.0%	1.6	50.9	0.0	45.3	0.0	0.0	0.0	0.1
					1.5%	48.9%	0.0%	43.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	1798.3	982.2	54.6%	52.4%	104.6	442.3	20.8	304.6	41.1	50.3	5.1	13.3
					5.8%	24.6%	1.2%	16.9%	2.3%	2.8%	0.3%	0.7%

※ 小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある

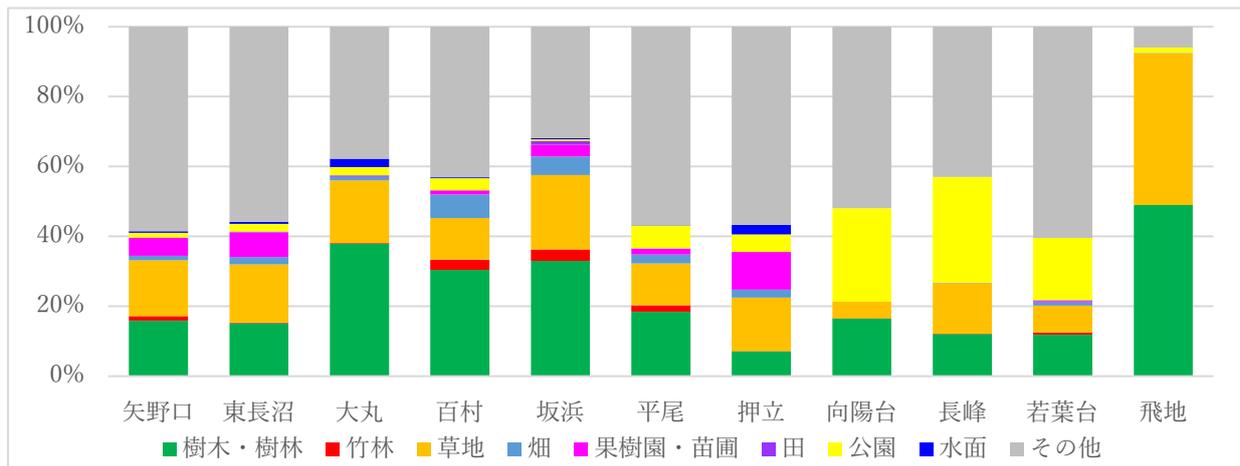


図 2-11 地区区分別のみどり率に関する構成比

## 5.公園などの状況

公園など市民がレクリエーション・コミュニティの場として利用する空間と、社会的に一定の持続性が確保されている緑地の状況について整理しました。

### (1) 都市公園

稲城市が市内の各所に整備している公園は、都市における緑とオープンスペースの中核となるもので、そのほとんどは都市公園法に基づき設置・管理しており「都市公園」といいます。市内には都市公園は159箇所、102.0haあり、市民一人当たりの都市公園面積は11.0㎡になります。表2-6からは、区別の一人当たりの面積から見ると、概ねバランスよく公園が整備されていることがわかります。

「都市公園」の全国的な整備状況は、国が発表した資料によると令和3年(2020年)3月31日現在約10.7㎡/人です。東京都は約7.4㎡/人、東京都23区は約2.9㎡/人ですので、稲城市は全国及び東京都の平均以上に都市公園が整備されています。

表 2-6 都市公園の整備量

公園種別		箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人)
都市公園	総合公園	1	16.0	1.7
	地区公園	2	16.3	1.8
	近隣公園	4	10.6	1.1
	街区公園	22	6.6	0.7
	都市緑地	10	13.3	1.4
その他の都市公園		72	8.9	1.0
その他の都市緑地		48	30.3	3.3
合計※1		159	102.0	11.0

※1 小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある

一人当たり面積は、令和4年(2022年)4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者人口の計9,3033人を用いて算出しました。

#### 《都市公園の整備標準について》

都市公園法、都市公園法施行令及び国土交通省通達では、市町村の都市公園の住民一人当たり敷地面積の標準は10㎡以上と示され、公園種別ごとの整備標準は次のようになっています。

表 2-7 都市公園の整備標準

公園種別	対象人口	整備標準 (㎡/人)	標準規模 (ha)	誘致距離 標準
街区公園	市街地人口	1.0	0.25ha	250m
近隣公園	市街地人口	2.0	2ha	500m
地区公園	市街地人口	1.0	4ha	1 km
総合公園	都市計画区域内人口	1.5	10-50ha	
運動公園	都市計画区域内人口	1.0	15-75ha	
広域公園	都道府県人口	2.0	50ha 以上	

「誘致距離標準」は平成15年3月28日政令改正により廃止されていますが、一般的な市街地において有効な考え方であることから、都市公園法運用指針の中に参考として示されているものです。

## (2) その他の公園

都市公園のほかに、市民の屋外のスポーツやレクリエーションの場として使われている公園的な施設があります。これらは都市公園法に基づく「都市公園」ではありませんが、都市公園と区別なく利用されています。

その他の公園として利用されている市設置公園（未告示公園）、ちびっこ広場などが 12 箇所あり、市民一人当たりの面積は 0.27 m<sup>2</sup>になります。

表 2-8 その他の公園の整備量

公園種別	箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (m <sup>2</sup> /人)
市設置公園	7	2.2	0.23
ちびっこ広場	5	0.4	0.04
<b>合計※1</b>	<b>12</b>	<b>2.6</b>	<b>0.27</b>

※1 小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

一人当たり面積は、令和4年（2022年）4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者人口の計93,033人を用いて算出しました。

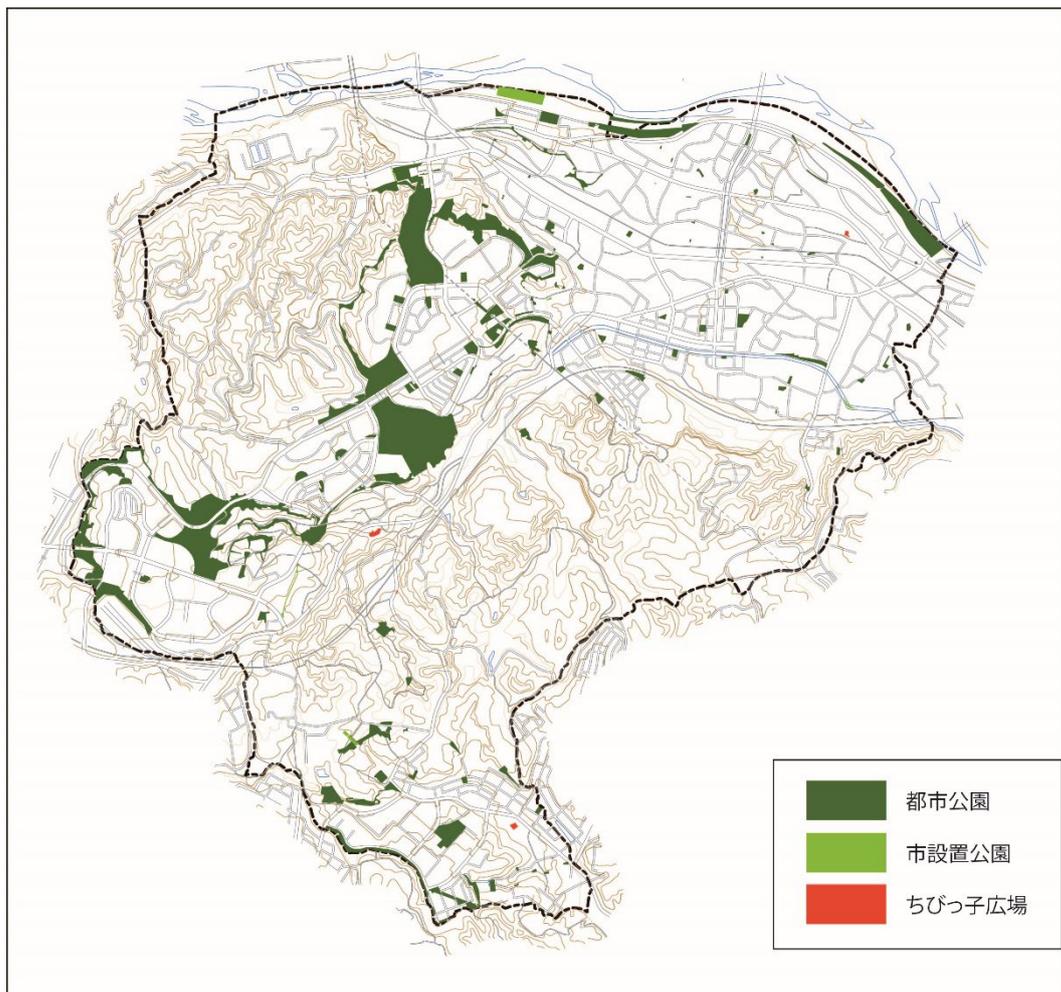


図 2-12 都市公園などの整備状況

### (3) 歩いて行ける身近な公園の充足状況

#### ①地区別の身近な公園の整備状況

都市公園のうち、身近な公園とされる住区基幹公園である地区公園、近隣公園、街区公園について、地区別にどの程度整備されているかについて示しました。

住区基幹公園は、住民一人当たり4㎡を整備することが標準とされていますが、表2-9からわかるように、向陽台、若葉台（多摩ニュータウン地区）に偏っており、均衡を欠いています。長峰では住区基幹公園は少ないものの、地区内に稲城中央公園（総合公園）があります。

これらのことから、既成市街地（矢野口、東長沼、百村、押立）を重視した公園の整備が求められていることがわかります。

表 2-9 住区基幹公園の一人当たり面積

地区名	公園面積計 (ha)	人口 (人)	一人当たり面積 (㎡/人)	整備必要面積 (ha)	不足率
矢野口	0.8	17,393	0.46	6.2	88.6%
東長沼	0.8	14,845	0.51	5.2	87.2%
大丸	2.3	9,608	2.42	1.5	39.6%
百村	0.6	5,422	1.03	1.6	74.3%
坂浜	0.2	3,623	0.47	1.3	88.3%
平尾	5.4	12,208	4.40	-	-
押立	0.1	4,883	0.16	1.9	96.0%
向陽台	13.8	8,825	15.61	-	-
長峰	0.1	4,555	0.23	1.7	94.4%
若葉台	9.6	11,671	8.21	-	-
合計	33.5	93,033	3.60	3.7	-

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

一人当たり面積は、令和4年(2022年)4月1日現在の住民基本台帳人口93,033人を用いて算出しました。

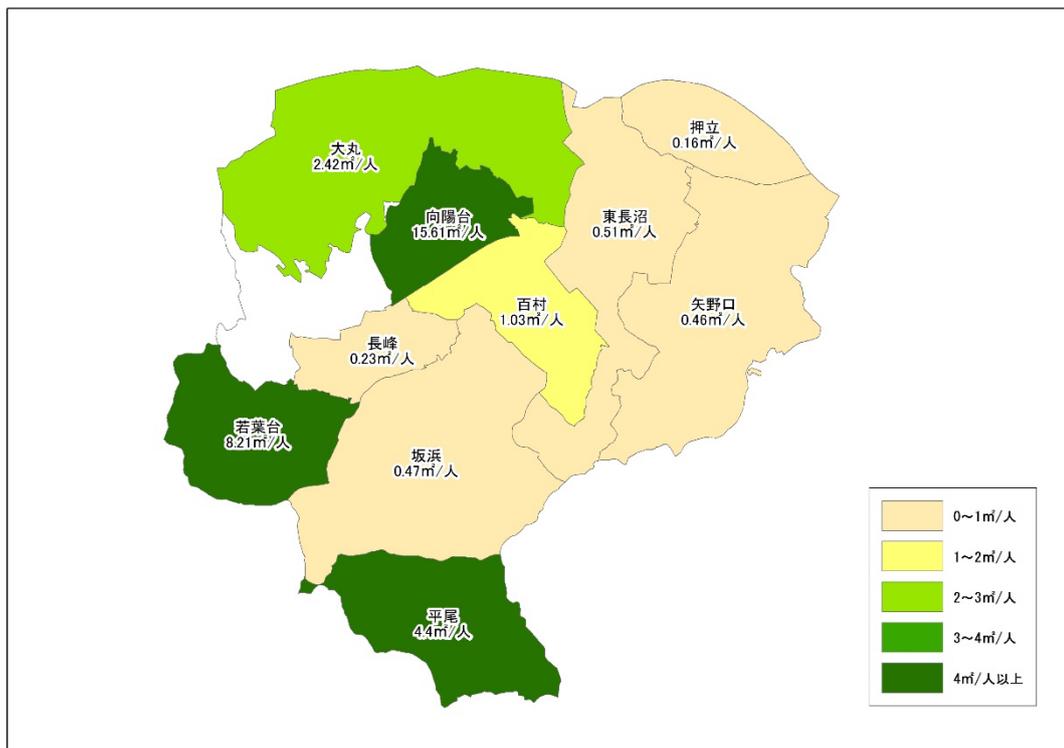


図 2-13 住区基幹公園の整備状況

## ②歩いて行ける身近な公園の充足状況

稲城市では、常に市民の身近なところに都市公園があるように整備に努めています。具体的には、概ね徒歩5分（250m）圏内に都市公園があるようにすることが目安になっています。

下の図は、すでにある公園とともに、これから整備される都市計画公園・緑地や地区計画により指定された公園を含んでおり、各公園を中心に歩いて5分程度の範囲を示しています。ほとんどの範囲が黄緑色・オレンジ色に塗られています。多摩サービス補助施設、南多摩水再生センター、多摩川など、市民が住んでいない場所以外では、東長沼、押立、坂浜の一部に身近な公園が不足する区域があり、身近な公園の整備に努める必要があることがわかります。また、事業中の南山東部土地区画整理事業の区域は、適切に公園・緑地が配置されるように計画策定が進められています。

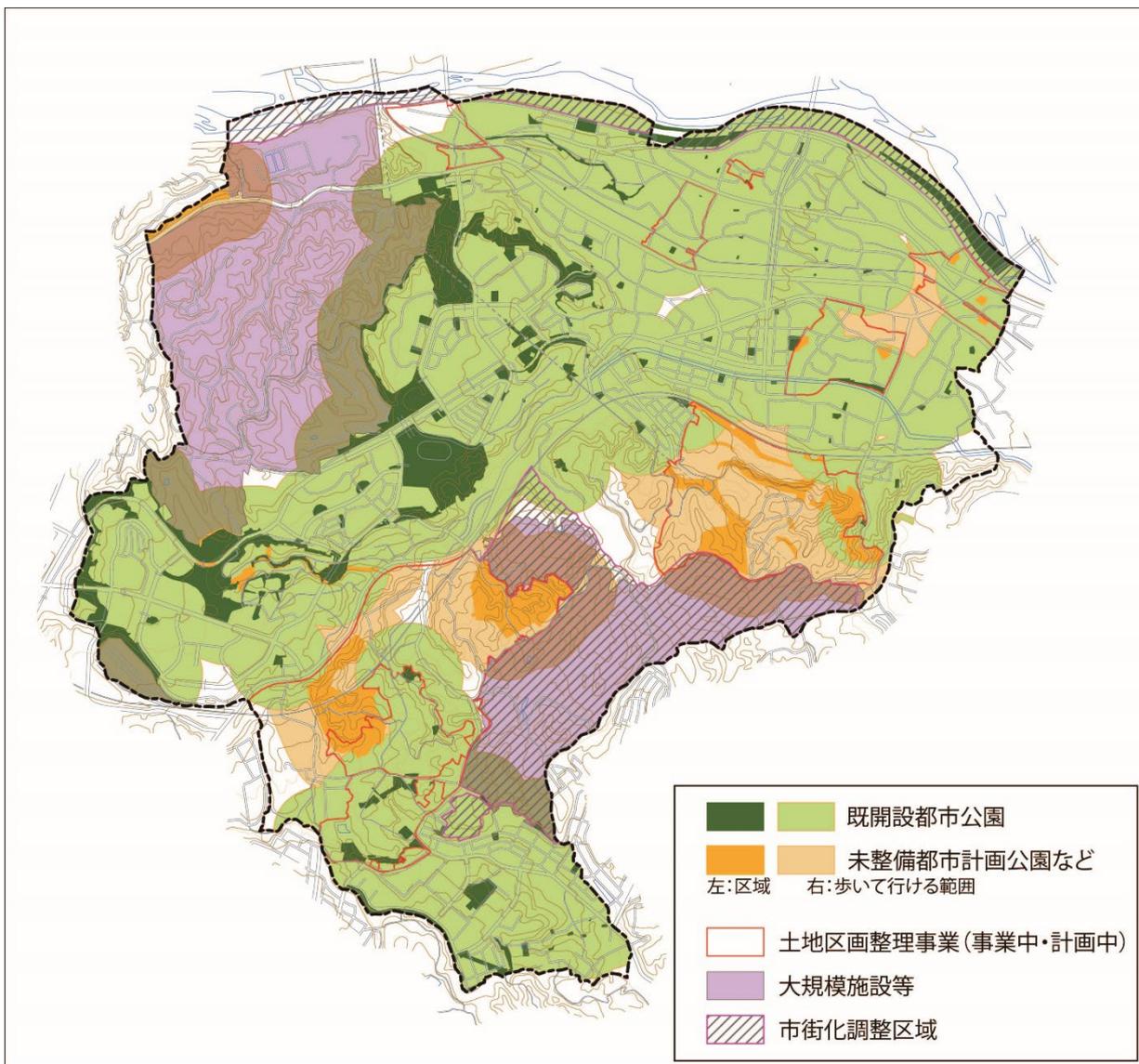


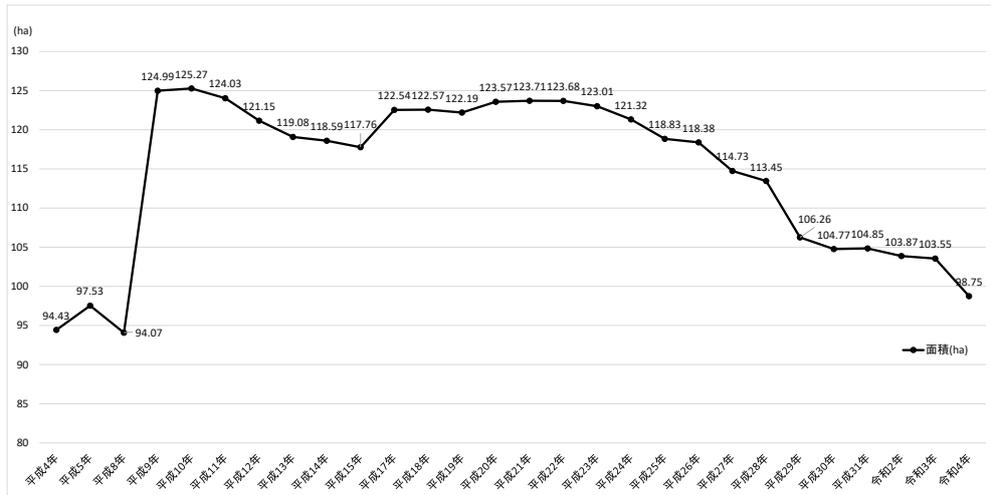
図 2-14 歩いて行ける公園の充足図

## 6.地域制緑地の状況

### (1) 生産緑地地区の状況

稲城市には生産緑地法による生産緑地地区があり、平成4年（1992年）から指定が始まっています。平成9年（1997年）に大きく増加しているのは、坂浜・平尾地区が市街化調整区域から市街化区域に変更されたことに伴い、生産緑地の指定がなされたものです。

近年は、都市の緑を確保する観点から追加指定を行っていますが、相続による減少の影響により指定面積は微減傾向を示しており、令和4年（2022年）は98.75haになっています。



「稲城市生産緑地地区図（令和4年3月）」より作成  
 図 2-15 生産緑地地区の推移

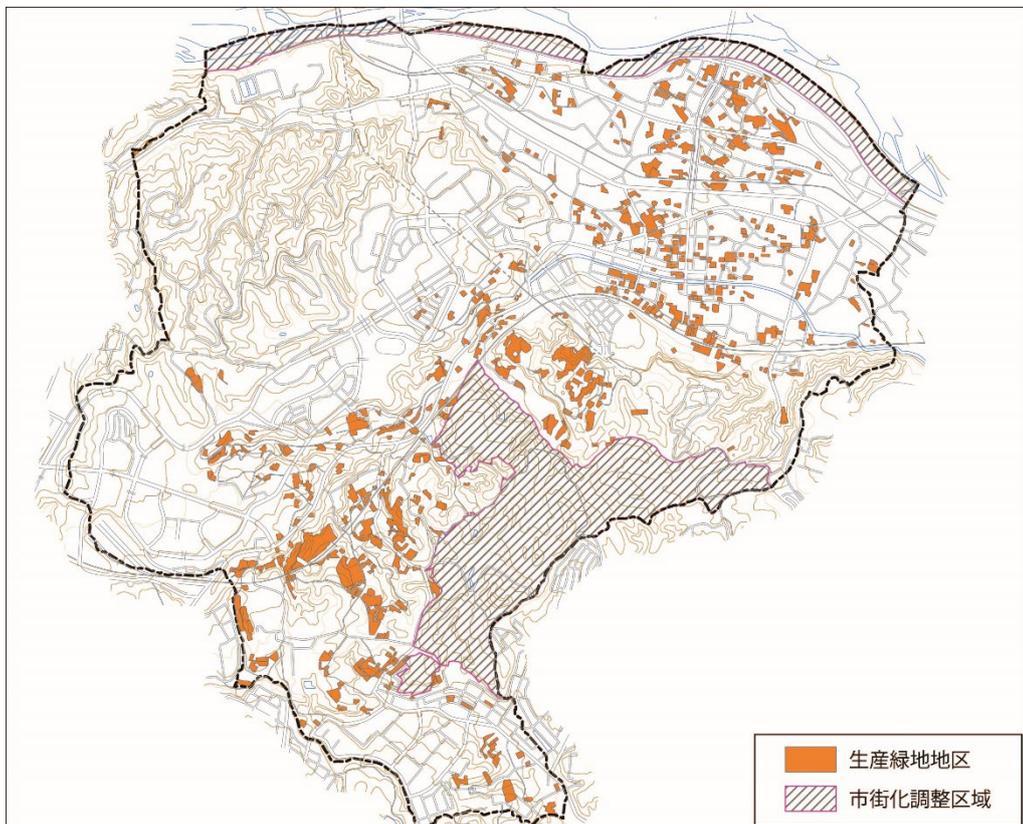


図 2-16 生産緑地地区の分布

## (2) 稲城市自然環境保全地域

稲城市では、条例に基づき社会的に一定の永続性が担保されている緑地として、「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」により指定された「稲城市自然環境保全地域」があります。

稲城市自然環境保全地域は、令和4年（2022年）4月1日現在、17箇所約14.2haが指定されています。

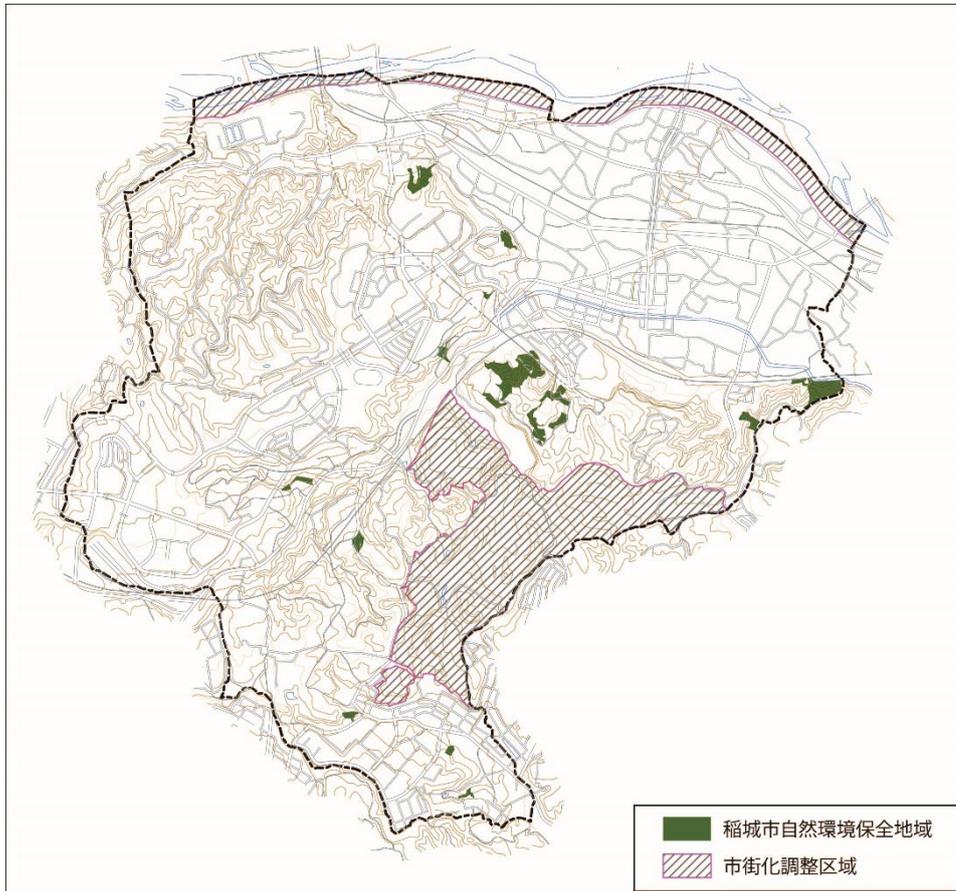


図 2-17 稲城市自然環境保全地域の分布

表 2-10 稲城市自然環境保全地域

名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)
穴澤天神社	0.4	平尾谷戸通り南側緑地	0.3
大麻止乃豆乃天神社 円照寺	0.8	ひらお苑北側緑地	0.3
杉山神社 戦没者慰霊碑	0.3	弁天洞窟南側緑地	0.2
		天神山東側緑地	0.7
坂浜天満神社 一村共有地	0.4	六間台南側緑地	0.4
妙見寺	2.9	妙見寺西側緑地	2.1
普門庵	0.6	薄葉谷戸川清田緑地	0.4
よみうりランド北側緑地	2.1	籠谷周辺緑地	1.7
上谷戸大橋東側緑地	0.3	合計(17箇所)	14.2
保健センター西側緑地	0.2		

## 7.緑地の状況

緑地には、

1. 都市公園法による都市公園やその他の公園など、都市施設とする緑地
2. 生産緑地地区、稲城市自然環境保全地域などの制度上安定した緑地
3. 社寺境内地、ゴルフ場など、社会通念上安定した緑地

の3種類があり、稲城市には表 2-11 のものがあります。

稲城市では、市域の概ね3割が一定の安定性を有する緑地として確保されており、市民一人当たり 66.4 m<sup>2</sup>になります。国が目標とする住民一人当たりの緑地の確保目標は 20 m<sup>2</sup>であることから見ても、稲城市はとても緑地に恵まれていることがわかります。

表 2-11 緑地の現況量

区 分	面積 (ha)	市域に占 める割合	一人あたり面積 (m <sup>2</sup> /人)	備考
1. 公園緑地など都市施設とする緑地	103.4	5.8%	11.1	
都市公園	102.0	5.7%		表 2-6(P. 27)
その他の公園	2.6	0.1%		表 2-8(P. 28)
多摩川河川敷市外公園面積*	△ 1.2			図上計測面積
2. 制度上安定した緑地	170.7	9.5%	18.3	
生産緑地地区	98.8	5.5%		図 2-15 (P. 31)
河川水路	60.1	3.3%		図上計測面積
稲城市自然環境保全地域	14.2	0.8%		表 2-10(P. 32)
特別緑地保全地区	6.2	0.3%		市資料
多摩川河川敷と公園などの重複	△ 8.6			図上計測面積
3. 社会通念上安定した緑地	344.1	19.1%	37.0	
社寺境内地	6.4	0.4%		図上計測面積
ゴルフ場	169.2	9.4%		図上計測面積
多摩サービス補助施設	148.4	8.3%		市資料
駒沢学園周辺緑地	20.9	1.2%		市資料
自然環境保全地域と社寺境内地の重複	△ 0.8			図上計測面積
合 計	618.1	34.4%	66.4	

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

一人あたり面積は、令和4年(2022年)4月1日現在の住民基本台帳人口 93,033 人を用いて算出しました。

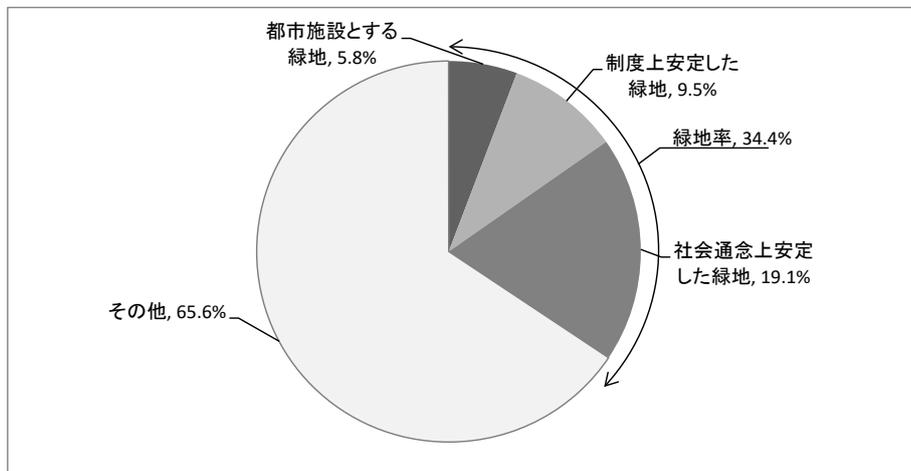


図 2-18 市域面積に占める緑地の割合

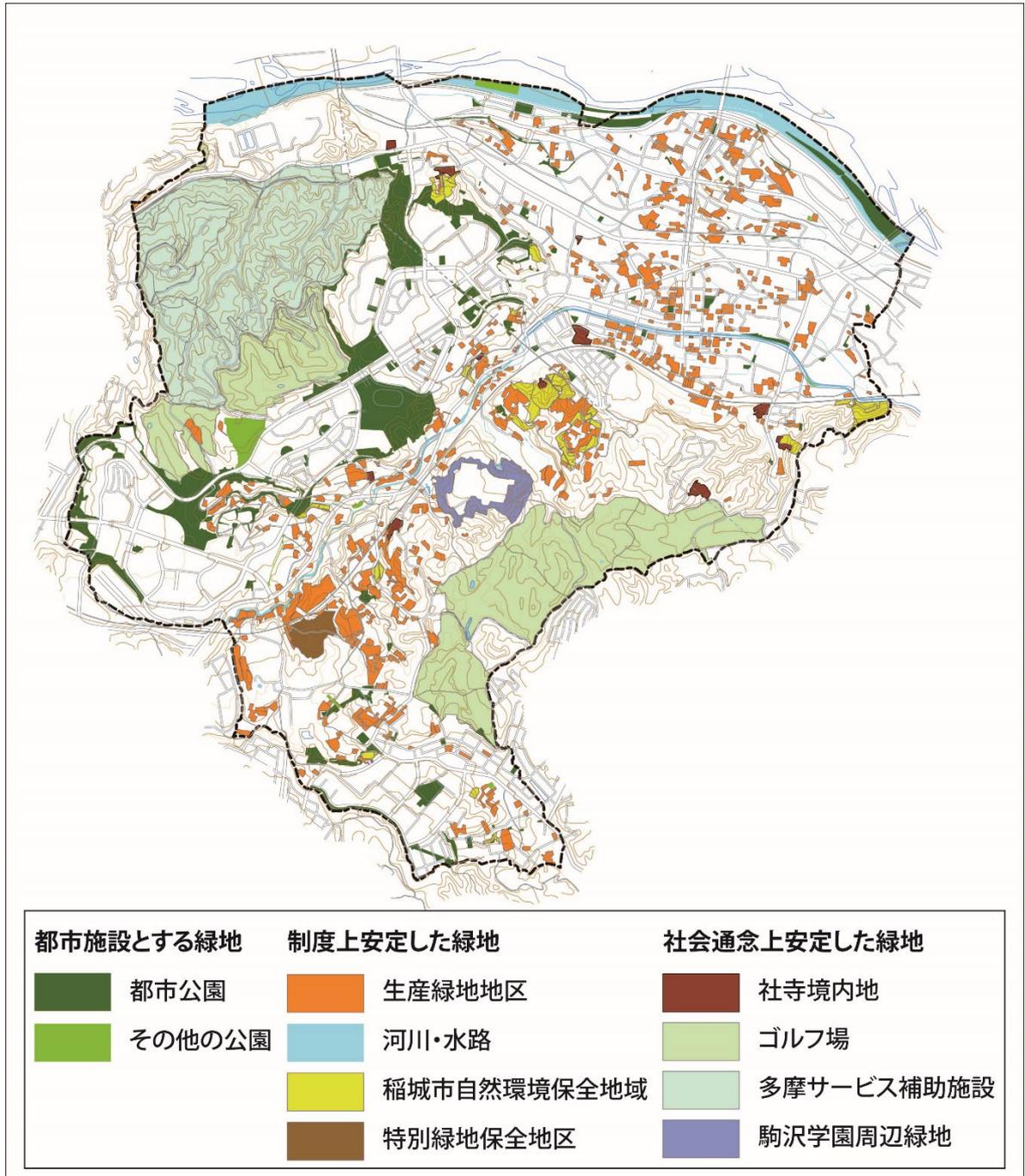


図 2-19 緑地現況図

## 8. その他の取り組み

稲城市では、今までに紹介したような都市公園やちびっ子広場、生産緑地地区や自然環境保全地域など、施設の整備や緑地の保全以外にも、水と緑のまちづくりのために多くの施策を実施しています。そのうち、主要なものについて概要を紹介します。

施策の内容	
① 保存樹木	「稲城市における自然の保護と緑の回復に関する条例」（以下、「市条例」といいます。）に基づき、樹高約 10m 以上、幹回り約 1.5m 以上の健全で美観に優れた樹木について保存樹木として指定しています。現在 161 本（令和 4 年（2022 年度）3 月 31 日現在）を指定しています。
② 公共施設の緑化	市条例に基づき、市が設置・管理する施設については、一定の基準を設けて緑化を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道幅員 2.5m 以上の道路の街路樹植栽、歩道幅員 3.5m 以上の道路はさらに歩道緑地帯の設置</li> <li>・公園の敷地面積 30%を目標に可能な限り植栽</li> <li>・学校は校地内周囲に幅 2m 以上の緑化対象地の設置と植樹</li> <li>・敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎等において空地面積が 400 m<sup>2</sup>以上ある施設は、空地面積の 20%以上の緑化</li> </ul>
③ 民間施設の緑化	市条例に基づき、1,000 m <sup>2</sup> 以上の敷地を有する事業所等は、その敷地から当該敷地に係わる建ぺい率相当分の面積を控除して得た残りの空地面積が 400 m <sup>2</sup> 以上あるものは、その空地面積の 20%以上を緑化。
④ 緑化指導	稲城市宅地開発等指導要綱に基づき、敷地内の緑化指導 $(事業面積 \times (1 - 法定建ぺい率)) \times 20 / 100$ また、事業面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の場合 6%以上の公園・緑地の整備
⑤ 生垣造成補助金制度	一定の基準を満たす生垣整備（ブロック塀等の撤去を含む）に対して、助成金の支給。 平成 2 年度から現在までに 106 件（令和 4 年（2022 年度）3 月 31 日現在）の支給実績があります。
⑥ アダプト制度	公園、緑地、道路、水路などを対象に、市民と市が協働で管理する制度です。 平成 14 年度から始まり現在 80 団体 670 人（令和 4 年（2022 年度）3 月 31 日現在）が活動しています。
⑦ 上谷戸のホタルの育成	上谷戸地区の中心を流れる上谷戸川を自然観察や水遊びができる親水公園として整備し、平成 18 年（2006 年）から「上谷戸ホタルの会」とともにホタルの育成を行っています。このホタルを多くの方に観賞していただくために、平成 20 年度からホタル観賞の期間を設けています。
⑧ 上谷戸緑地体験学習館	上谷戸親水公園にある学習館では、雛まつり、タケノコ掘、端午の節句、収穫祭など、稲城の自然や郷土文化を体験できるイベントを開催しています。
⑨ いなぎ水辺の楽校	大丸用水の魚とり、多摩川の河原に生息するイナゴとり、学習の安全と川の無事を願い地域に息づいた「川への想い」を大切にする水神祭など、子どもたちが多摩川などの水辺から「ふるさと」を学び、そして多く感じる環境学習の環境を設けています。
⑩ ホームページ等による情報の提供	各種制度や公園・緑地に関する情報など、市民への情報提供を行っています。

## 9.水と緑のまちづくりの課題

### (1) 計画策定にあたっての課題

水と緑の現況、市民アンケート調査の結果及び稲城市自然環境保全審議会からの提言などをもとに、計画策定にあたっての課題を整理しました。

稲城市の個性を活かしながら水と緑のまちづくりを進め、すこやかな市民生活を実現するために、これからの10年間に対応が求められる課題について、次のように整理しました。

#### 「地域の個性を踏まえた水と緑のまちづくり」にむけての課題

同じ稲城市内でも、その発展過程や個性は大きく違います。歴史、文化、地域資源の活用など、地域の個性を踏まえ市民の生活感覚にあった計画とすることが必要です。

#### 「緑の環を守り、つなぎ、育てる」にむけての課題

稲城市の緑の骨格であり、稲城らしさの象徴である緑の環を、将来にわたり維持していくために有効な保全施策を検討し、持続性を高めることが必要とされています。

#### 「水と緑の豊かな資源の保全と活用」にむけての課題

斜面緑地、農地の保全だけでなく、多摩川、三沢川、大丸用水など豊かな水も活用した、総合的な視点からの水と緑のまちづくりが必要とされています。

#### 「身近な公園の適切な配置と質の向上」にむけての課題

適切な公園の配置を検討するとともに、年齢を問わずに使い、市民の憩いとなる公園、郷土の資源性を活かした公園など、質の高い公園を実現していくことが必要です。

#### 「目に見える緑の創出」にむけての課題

建物敷地内や道沿いに目に見える緑を増やして、身近に緑の豊かさを感じられるまちづくりが必要とされています。

#### 「今ある緑を将来へと伝える」にむけての課題

市民の誇りである豊かな緑の恵みを受けている現在の世代は、今ある緑を将来の世代へと伝えていく責務を持っています。これらの緑を伝えていく取組が必要です。

#### 「市民活動の支援」にむけての課題

多くの緑を守り、身近な緑の質を高く維持していくために、市民活動の組織化、人材の育成などに、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要です。

## (2) 中長期的な視点からの課題

10年を超える中長期的な視点からは、次のような課題があります。これらについても前に進む糸口を見つけていく必要があります。

### 《都市計画公園・緑地の整備促進》

稲城市で都市計画決定されており未整備の大規模な公園には、奥畑谷戸公園（都市計画決定面積 8.4ha）、小田良谷戸公園（同 15.1ha）、清水谷戸緑地（同 14.7ha）のほか、多摩市との境に桜ヶ丘公園（同稲城市 1.9ha、多摩市 121.6ha）があります。

このうち、奥畑谷戸公園は稲城市が主体となり、南山東部土地区画整理事業とともに整備が進みつつありますが、その他の公園は東京都事業であることから、整備の促進に向けて東京都及び関係機関に要請していく必要があります。

### 《多摩サービス補助施設の返還及び共同利用》

多摩サービス補助施設は、広域的な自然公園とするために、引き続き関係機関への返還及び共同利用について、要請していく必要があります。

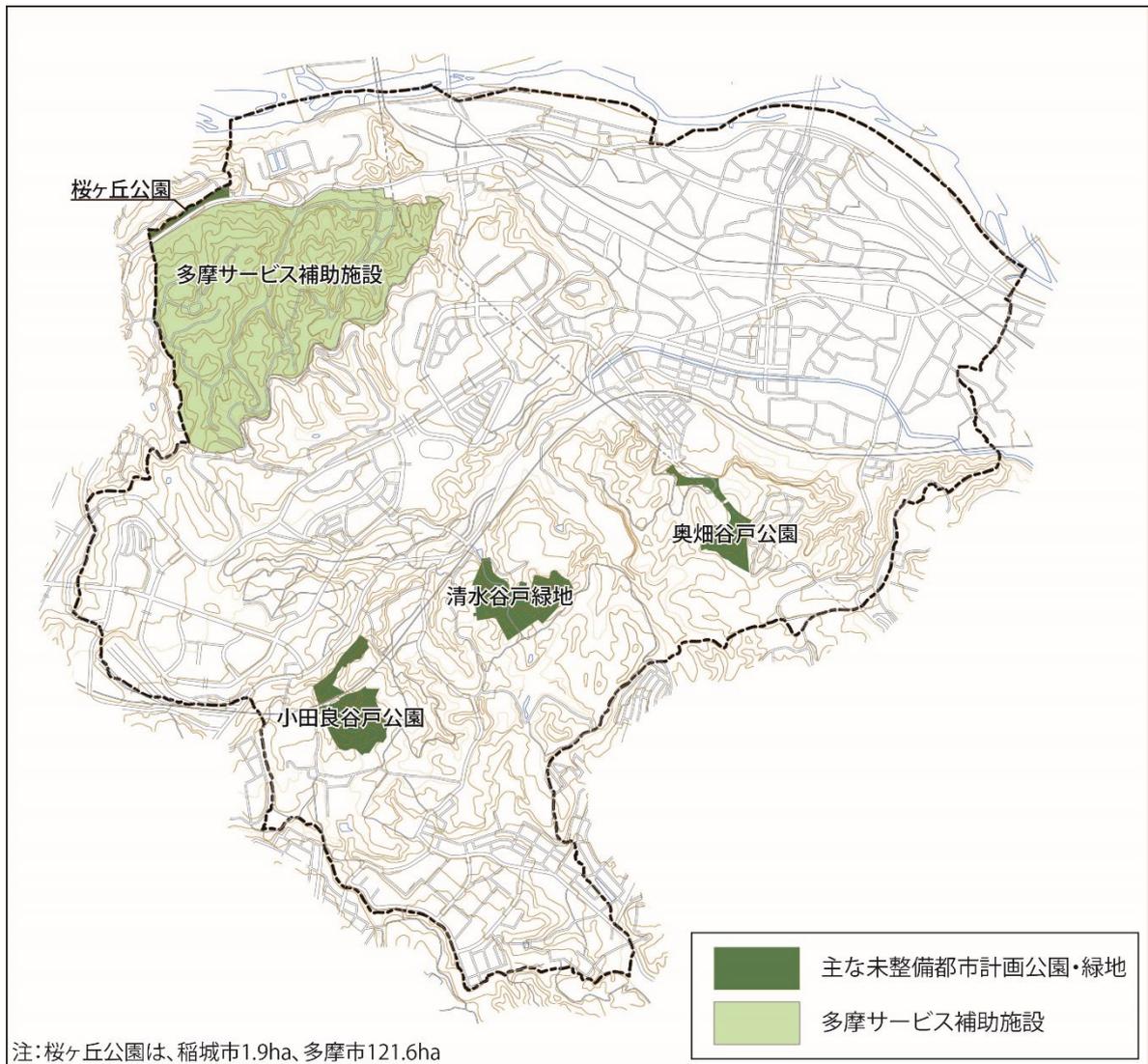


図 2-20 主な都市計画公園・緑地と多摩サービス補助施設の位置

## 第3章. 水と緑のまちづくりの将来構造



ここでは、新しい緑の基本計画がスタートするにあたって、計画理念、基本方針と目標、水と緑の将来構造、考え方について示しています。

### 1. まちづくりの目標像

稲城市都市計画マスタープランでは、多摩丘陵の豊かな緑と、多摩丘陵の豊かな緑と多摩川・三沢川・大丸用水等の豊富な水につつまれ、世代を超えて人と人がふれあい、生活の質の高さ・豊かさを実感でき、市民が世代交代しながら定住できるまちを目指すとして、「緑と水につつまれ人とふれあうまち 稲城 ーほどよく田舎 ほどよく都会なまちー」をまちづくりの目標像としています。緑の基本計画でも、この目標像の実現に向けて計画を進めていきます。

緑と水につつまれ 人とふれあうまち 稲城  
ーほどよく田舎 ほどよく都会なまちー

「稲城市都市計画マスタープラン」より

### 2. 計画理念

水と緑に恵まれた稲城の環境を将来へと継承していくこと、さらに、新しい水と緑の空間の質を高め、市民共有の財産としてより親しみやすくなることを目指し、緑の基本計画の理念を次のように設定しました。

将来へと継承する水と緑には、多摩川、三沢川、大丸用水などの水と、多摩丘陵の斜面緑地、梨園・ぶどう園の農地などだけではなく、日常的な市民生活を豊かにしている街路樹や庭先の緑など、市街地内の緑も含まれます。

緑の基本計画の計画理念  
「水と緑の継承と調和」

### 3.基本方針

計画理念に示した「水と緑の継承と創造」を踏まえて、市民、事業者、行政がともに同じ気持ちで水と緑のまちづくりを進めていく必要があります。このための方向性が「基本方針」です。

#### (1) 基本方針1 緑の環の継承

稲城市の緑の骨格は、既成市街地から見える多摩丘陵の斜面緑地と、谷戸沿いの樹林地、稲城市の北部を流れる多摩川から構成されている「緑の環」です。

この「緑の環」をより確かなものにして将来へと伝えていくために、樹林地や水辺の保全、道路の緑の育成などを通して、守り、つなぎ、育て、充実した緑の骨格としていきます。

これらのために、多摩丘陵の斜面緑地の保全と活用、多摩川の環境の保全と活用などを進め景観や生物多様性の向上を図ります。

基本方針1：緑地の保全

#### 「緑の環の継承」

目標：緑の環をより確かなものにする



(南山西部地区) 市役所より

#### (2) 基本方針2 水と緑の空間を創造する

市民の日常生活の場となり地域コミュニティの核となる水と緑の空間は、多くの市民の身近にあります。既成市街地では量的な不足が見られます。また、高齢化が進むなか、誰もが快適に利用できる水と緑の空間の必要性はより高まっています。

公園や水辺、まちかどで誰もが気持ちよく利用できる水と緑の空間を確保し、なるべく多くの市民が屋外で憩えるようにしていきます。

公園などのオープンスペースの整備や再整備、三沢川や大丸用水の活用、市街地整備事業における緑の確保などを通じて、身近な水と緑の空間と「緑の環」をつなぎ、稲城を網の目のように包む水と緑のネットワークを形成して、暮らしに身近なところで緑の息づかいが感じられる環境を整えていきます。

基本方針2：公園や緑地の整備

#### 「水と緑の空間を創造する」

目標：身近に憩える空間があるようにする



若葉台公園

### (3) 基本方針3 目に見える緑を増やす

稲城市では、概ねどこからでも多摩丘陵の斜面緑地を目にすることができます。既成市街地には梨園・ぶどう園が多く、稲城のイメージを代表する緑になっています。振り返って暮らしに身近な緑に目を向けてみると、道沿いに歩いて目にする緑はそれほど多くはありません。道沿いの目に見える緑を増やすことで、遠くの緑などだけではなく、日常生活の中でふれあえる広がりや厚みを持った緑を増やし、まちに彩りを添え、緑のある暮らしの実現に向けて取り組みます。

これらのために、多くの市民が実感できるように、公共施設の道沿いの緑や街路樹について、自然樹形や景観に配慮した維持管理を行うとともに、保存樹木の指定や、民有地・民間施設の緑を増やしていきます。

基本方針3：緑化の推進

「目に見える緑を増やす」

目標：緑を身近に感じる暮らしを実現する



道沿いの緑化イメージ

### (4) 基本方針4 水と緑を支える仕組みを充実させる

雑木林などの樹林地は、かつては生活とともにあり日常的に手入れがなされていました。炭や薪の利用がほとんどなくなったことで林に人の手が入らなくなり、生態系や景観の変化が進行しています。かつてあったような多摩丘陵の雑木林にふさわしい緑の質を回復し、そして、維持していくには、多くの市民の支えを必要としており、協働や人材育成などが求められています。

また、地区計画制度などにより、多くの緑が生み出されており、これから豊かに美しく育てていくためには、緑を育てる技術の向上も必要とされています。

これらとともに、暮らしの身近にある梨園・ぶどう園などの農地も、稲城には欠かせない存在です。

昔からある緑、新しく生み出された緑も、ともに市民共有の財産であり、市民が自ら育てていくことが必要です。このために、人材の育成と市民の体制づくりや活動支援に取り組み、市民、事業者、行政が協働で支えていく仕組みづくりを充実させていきます。

基本方針4：市民・事業者・行政の協働

「水と緑を支える仕組みを  
充実させる」

目標：稲城の緑を市民が支える



三沢川親水公園

#### 4.10 年後の目標

今回の緑の基本計画は令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間を対象としています。緑の現況、稲城市の都市構造や人口動向、将来的なまちづくりの方向などを踏まえて、緑の量や公園などの整備状況について 10 年後の目標を設定しました。なお、ここでは緑の量を示す値として、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」が扱う緑化指標に合わせ、「みどり率」を使用することとします。

#### 10 年後の目標

みどり率：

現在の 54.6%と同水準を維持する

公園面積：

市民一人当たり 約 12.2 m<sup>2</sup>

##### ①みどり率について

- 令和 3 年度のみどり率は 54.6%（緑被率は 52.4%）です。なお、造成中の公園が存在するため、今後増加する可能性があります。
- これからも、樹林地や農地の保全に努めるとともに、公共施設、道路、民間施設、住宅地内に緑を創出し、育成していくことで減少分をカバーし、市全体で現在のみどり率の水準を維持していくことを目標とします。

##### ②公園面積について

- これからの 10 年間では、住民が増えることが見込まれますが、新たな市街地整備にあわせ公園が確保されるため、市民 1 人当たり約 12.2 m<sup>2</sup>（現在 11.0 m<sup>2</sup>/人）を目指すことを目標とします。



長峰地区周辺

## 5.水と緑の将来構造

稲城市は、多摩川と多摩丘陵の斜面緑地からなる緑の環を骨格とし、緑地などとして安定した土地利用が図られている区域が多くあります。さらに、三沢川とその支流、大丸用水の用水系が市内に多く流れており、水にも恵まれています。また、多摩ニュータウンをはじめ、土地区画整理事業により計画的な市街地整備が図られています。

多摩川や多摩丘陵の樹林地など緑の環を形成する骨格的な空間にある「緑地の保全」、三沢川、大丸用水、街路樹などの「水と緑のネットワーク」、市民の憩いの場となる「公園・緑地の整備」、それぞれの地域の特性を踏まえた「都市緑化の推進」の方向性などについて設定し、その考え方とともに、水と緑の将来構造図を示しました。

### 《緑化重点地区》

都市緑地法には、重点的に緑化を図るべき地区を「緑化重点地区」として定めることができるとの規定があります。緑化重点地区では、公園、河川、道路、教育施設や民有地などが連携して、総合的な観点から水と緑のまちづくりを進めていくものです。稲城市は、多摩川の河川敷、よみうりゴルフ倶楽部、東京よみうりカントリークラブと駒沢学園を含む区域が市街化調整区域であるほかは、すべて市街化区域であり、それぞれの地域で緑地の保全、公園の整備、緑化の推進が積極的に求められています。このため、特定の地域を重視せずに、市全域を緑化重点地区と位置づけて水と緑のまちづくりを進めていきます。

### (1) 水と緑のネットワーク

水と緑のネットワークは、次のような考え方で進めていきます。

#### ①道路の緑のネットワーク

- 現在、街路樹などがある道路は、より緑を豊かに育てるネットワークに位置づけます。
- これから整備される予定の道路（都市計画道路など）は、積極的に街路樹整備などを進める新しい緑のネットワークに位置づけます。

#### ②散策路のネットワーク

- 生活道路や市民の利用の多い道路、散策路として利用されている道路は、道沿いの緑化を進めることで緑を増やしていくネットワークに位置づけます。
- 稲城の自然、歴史、文化を感じることでできるネットワークを設定します。

#### ③水のネットワーク

- 現在整備されている大丸用水、三沢川、上谷戸川は、稲城を代表する水と緑のネットワークに位置づけます。
- 三沢川側道の未整備区間は、ネットワークの延伸を位置づけます。
- 既成市街地に多い用水路は、水辺の散策路、風の通り道などとして主要な用水路をネットワークに位置づけます。

## (2) 緑地の保全

---

緑地の保全は、次のような考え方で進めていきます。

### ①保全緑地

- 稲城市では、『稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例』に基づき、現在 17 か所の貴重な緑地が市条例に基づく自然環境保全地域に指定されています。
- さらに、緑の環を永続性のあるものとするため、図3-1に示す斜面緑地を自然環境保全地域の候補地として位置付けると共に、更なる候補地の検討を進めてまいります。

### ②安定した緑地

- 多摩サービス補助施設、ゴルフ場などは、安定した緑地として永続性の確保に努めます。

## (3) 公園・緑地の整備

---

公園・緑地の整備は、次のような考え方で進めていきます。

### ①公園・緑地

- 事業中の土地区画整理事業区域内は、今後も計画的に公園・緑地の整備を進めていきます。
- 坂浜・平尾地区内の都市計画公園・緑地である小田良谷戸公園、清水谷戸緑地などの整備について、事業者である東京都へ整備を要請してまいります。

### ②身近な公園を整備するエリア

- 既成市街地では身近な公園が少ないことから、ちびっ子広場の都市公園化(借地公園含む)、生産緑地の買い取りによる公園整備などを検討するエリアに位置づけます。

## (4) 都市緑化の推進

---

都市緑化の推進は、次のような考え方で進めていきます。

### ①目に見える緑を増やしていくエリア

- 既成市街地には農地は多いものの、住宅地などの道沿いの緑は少ないため、道沿いの緑化を進めて目に見える緑を増やすエリアと位置づけます。

### ②地区計画などにより水と緑のまちづくりを誘導するエリア

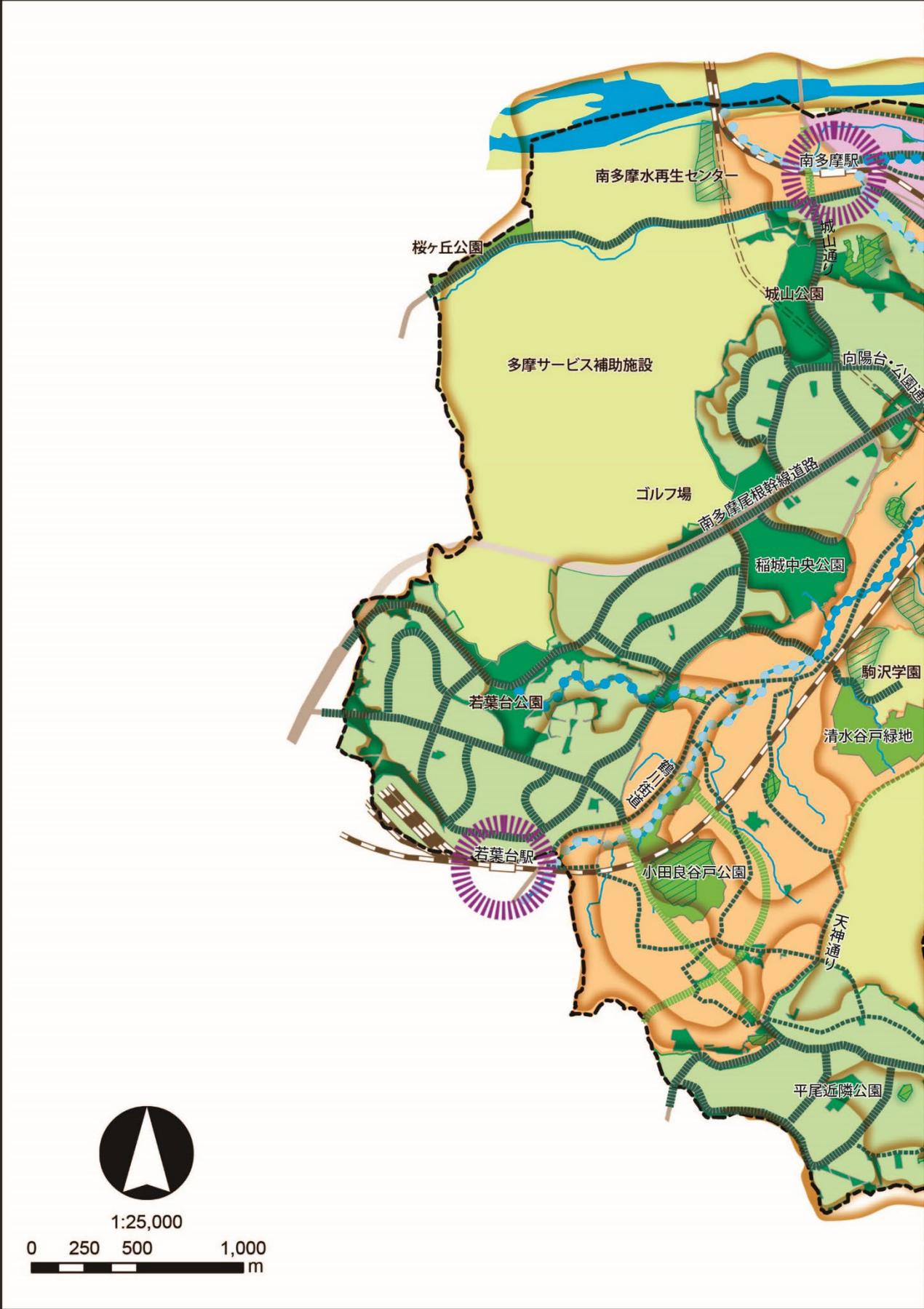
- これから市街地整備が図られるエリアは、緑の環の一部を形成する地区でもあることから、地区計画制度などを利用しながら、より水と緑のまちづくりを誘導するエリアに位置づけます。

### ③緑の質を高めていくエリア

- 多摩ニュータウン、平尾地区のほとんどの区域、そして、土地区画整理事業が完了(または、概ね完了)した区域は、計画的に緑が確保されていることから、これからは緑の質を高めていくエリアに位置づけます。

### ④駅前修景緑化を図るエリア

- 稲城市内には、JR 南武線・京王相模原線の6つの駅があり、その駅前広場及び周辺は、駅前の修景緑化に努めて稲城を代表する玄関口のひとつとなるように位置づけます。



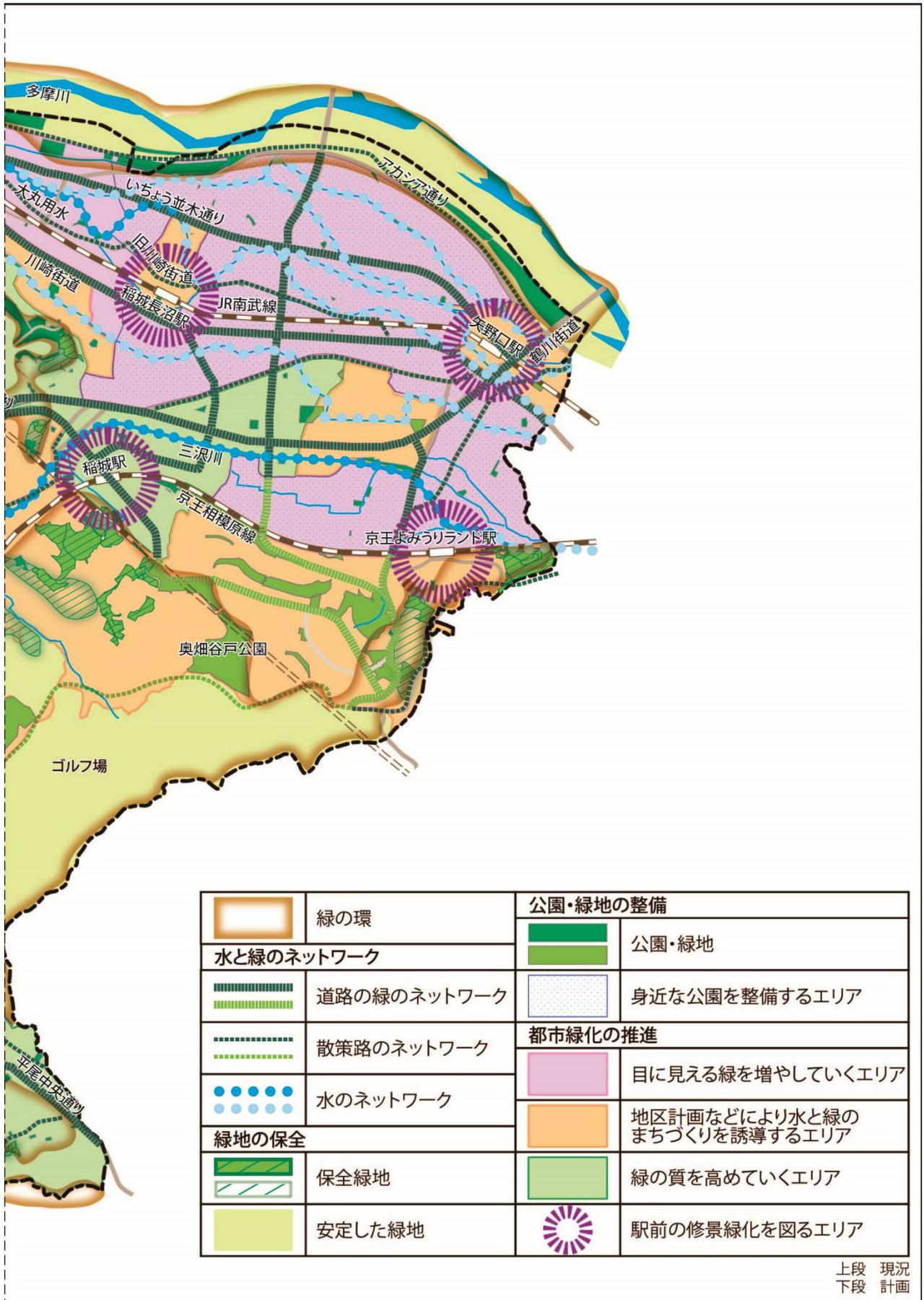


図 3-1 水と緑の将来構造図

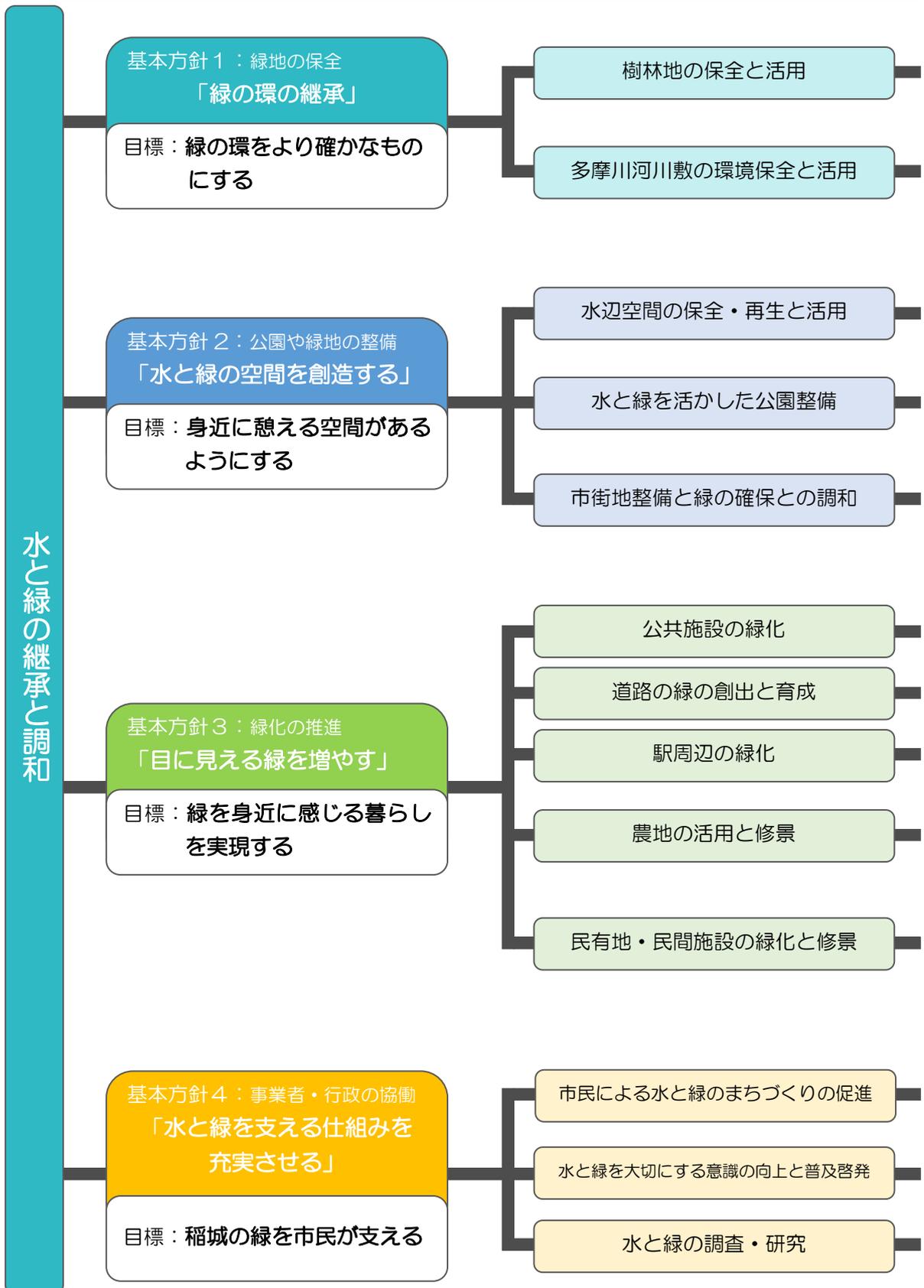
# 第4章. 水と緑のまちづくりのための施策

計画理念の「水と緑の継承と創造」を念頭に、基本方針と目標の実現に向けて、次のような体系で水と緑のまちづくりに取り組んでいきます。

計画理念

基本方針と目標

施策の方針



## 主要な施策

## 重点施策

- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・特別緑地保全地区制度・管理協定制度・市民緑地制度の適用検討
- ・緑化推進基金等制度の活用を検討
- ・樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- ・水循環の保全

- ・多摩川の保全と活用
- ・環境保全活動の支援
- ・自然観察活動の支援
- ・多摩川的环境整備

- ・三沢川の緑化推進
- ・生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- ・水と緑の歩行者空間ネットワークの策定

- ・楽しく魅力ある公園の整備
- ・身近な公園の再整備
- ・公園施設長寿命化の検討
- ・特色ある公園づくり
- ・公園協議会の設置
- ・緑のリサイクルの推進

- ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- ・地区計画の緑化率や接道緑化の設定・緑化地域制度等の活用
- ・多摩サービス補助施設の返還・共同利用の要請
- ・生物多様性に配慮した整備

- ・公共施設の緑化
- ・公共施設の緑化協議の仕組み検討

- ・四季折々に楽しめる街路樹の整備
- ・自然樹形を感じさせる維持管理の検討

- ・駅・駅前広場の緑化

- ・農業公園の検討
- ・農地の保全と活用
- ・農の風景育成地区の検討

- ・市街地の緑の創出
- ・生垣造成補助金制度の充実継続
- ・民間開発事業における緑化指導
- ・保存樹木や自然環境保全地域の指定

- ・自然環境保全審議会の運営
- ・市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- ・ワークショップの活用

- ・各種普及啓発活動の実施
- ・水と緑の情報収集・提供
- ・企業や大学等との連携
- ・周辺自治体との連携

- ・緑の育成管理手法の検討

### 重点施策 1 :

#### 「緑の環」保全活用プロジェクト

- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・緑化推進基金等制度の活用を検討
- ・樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援

### 重点施策 2 :

#### 身近な緑の拠点づくりプロジェクト

- ・生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- ・公園施設長寿命化の検討
- ・公園協議会の設置

### 重点施策 3 :

#### 市街地の緑創造プロジェクト

- ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- ・公共施設の緑化
- ・水と緑の歩行者空間ネットワークの策定

### 重点施策 4 :

#### 市民活動の支援と育成プロジェクト

- ・市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- ・周辺自治体との連携
- ・各種普及啓発活動の実施
- ・水と緑の情報収集・提供

## 1. 緑の環の継承

### (1) 樹林地の保全と活用

樹林地は稲城市の緑の骨格である緑の環を構成し、湧水や地下水といった水源涵養を担っています。これら樹林地の保全を進めるとともに、良好な樹林地が維持されるよう、景観的に重要な樹林地や谷戸沿いの樹林地、生物多様性が高い樹林地などを対象に市条例に基づく自然環境保全地域の指定・拡充を図り、景観や生物多様性の向上、水循環の保全に努めます。

これらの樹林地のほとんどが民有地であり常に消失の危険があります。特に重要な樹林地については、特別緑地保全地区の指定の検討を行うとともに、管理協定制度、市民緑地制度の適用の検討も行います。また、恒久的な緑地として保全をするために、自然環境保全地域等の民有樹林地の公有化に向けた取り組みを推進します。

また、公有化の財源確保として、緑化推進基金の活用をはじめ、森林環境譲与税の適切な使用用途や、市民ファンド設立などについて検討していきます。

また、これらの樹林地の育成管理を行う市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援など、樹林地の活用や良好な育成管理について検討していきます。

#### 《主要な施策》

自然環境保全地域の指定・拡充

特別緑地保全地区制度・管理協定制度・市民緑地制度の適用検討

緑化推進基金等制度の活用の検討

樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援

水循環の保全



自然環境保全地域（大丸地区）



自然環境保全地域（百村地区）



竹林（坂浜地区）



自然環境保全地域（杉山神社）

## (2) 多摩川河川敷の環境保全と活用

多摩川は緑の環の主要な要素であるとともに、広大な河川敷の自然環境は、水辺の自然とのふれあい空間として貴重です。

多摩川を管理する国土交通省では、多摩川水系流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取り組みとして、『多摩川らしい自然環境の保全・再生及び人と川のふれあい関連事業の推進』として、自然環境の保全・復元などの自然再生、健全なる水環境の確保、治水対策における多自然川づくり、魅力ある水辺空間・賑わい創出、自然環境が有する多様な機能活用に取り組んでいます。

多摩川的环境を保全するために、市民による清掃や外来種調査などの環境保全活動、河川敷の草地や水辺環境を活用した自然観察活動の支援について検討を行います。

また、より身近に水辺の自然にふれあえることのできる親水性の高いワンド整備などについて、河川管理者との協議を行います。

### 《主要な施策》

多摩川の保全と活用  
環境保全活動の支援  
自然観察活動の支援  
多摩川的环境整備



多摩川での清掃活動（多摩川清掃）

## 2.水と緑の空間を創造する

### (1) 水辺空間の保全・再生と活用

市内の中央を流れる三沢川は、稲城の水の骨格であり、側道の桜並木は遊歩道として多くの市民の憩いの場となっています。また、既成市街地内を網の目のように流れる大丸用水は、水と緑のネットワークの主要な要素です。これらの水のネットワークは、風の通り道となりヒートアイランド現象の緩和や、生きものが行き交う道として重要な機能を持っています。

三沢川は、坂浜地区内の未整備区域について、市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮した整備を東京都に要請するとともに、遊歩道の整備や緑化について東京都と協議を進めていきます。

既成市街地内を流れる大丸用水を活用し、散策路の整備を行い、水と緑の歩行者空間のネットワークを進めます。整備を行う際は、身近な親水空間として生態系に配慮した護岸整備などを進めていきます。

#### 《主要な施策》

三沢川の緑化推進

生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備

水と緑の歩行者空間ネットワークの策定



水と緑のネットワークと風の通り道

## (2) 水と緑を活かした公園整備・管理

稲城中央公園や城山公園などの樹林地や上谷戸親水公園では、貴重な動植物の生息空間として、市民との協働による保護育成を進め、特色ある公園づくりに努めます。

また、老朽化した身近な公園の再整備については、公園施設長寿命化の検討とともに、子どもから高齢者まで誰もが気持ちよく使え、楽しく魅力ある公園（インクルーシブパーク）となるよう、整備内容や整備後の維持管理などについて、地域住民との協働による整備を進めていきます。

さらに、自然環境を活かした公園となるように、花や実、香りや紅葉が楽しめる樹木の植栽、自然樹形による樹木管理など、質の向上に努めます。樹木管理の際に発生する剪定枝や落ち葉はチップや堆肥にするなど、引き続き緑のリサイクルについて工夫します。

また、公園協議会を設置することで、公園利用ルールの策定プロセスの明確化を目指します。

### 《主要な施策》

楽しく魅力ある公園の整備

身近な公園の再整備

公園施設長寿命化の検討

特色ある公園づくり

公園協議会の設置

緑のリサイクルの推進



キンラン



稲城北緑地公園スケートパーク



稲城中央公園の複合遊具

### (3) 市街地整備と緑の確保との調和

稲城市では、これからも土地区画整理事業などに伴う市街地整備が進むため、市街地整備の際に身近な公園などを整備するとともに、適切に緑が確保できるよう誘導していくことが重要です。このため、地区計画区域の緑化率導入や接道緑化の設定を進め、緑化地域制度についても活用していきます。

また、公園が少ない区域では、身近な緑の拠点づくりとして、適切な公園配置方針の策定を行います。多摩サービス補助施設についても、広域的な自然公園とするために、引き続き関係機関への返還及び共同利用について、要請していきます。

さらに、生物多様性の観点も重要です。計画的な整備事業により、生物多様性の確保に向けた環境の保全を図っていきます。

また、奥畑谷戸公園について計画的に整備を進めていくとともに、都立公園となる小田良谷戸公園については、樹林や水辺など既存の生態系や多様な生物種とその生息・育成空間の保全を図りながら、水田などの緑や自然の活用の場と、自由に遊ぶことができるレクリエーション空間の創出を東京都へ要請します。

斜面緑地が多く残されている清水谷戸緑地の計画区域においても、市街化区域に編入してから長年経過し徐々に宅地化されていることから、緑地保全のため、東京都へ早期事業化を要請します。

#### 《主要な施策》

土地区画整理事業による公園・緑地の整備

地区計画の緑化率や接道緑化の設定・緑化地域制度等の活用

多摩サービス補助施設の返還・共同利用の要請

生物多様性に配慮した整備



土地区画整理事業による公園の整備イメージ

### 3.目に見える緑を増やす

#### (1) 公共施設の緑化

学校などの公共施設は、日常的に市民が多く集まる施設であり地域のイメージづくりに大切な役割を持っています。目に見える緑として重要な道沿いなどは、ただ緑にするだけではなく、景観にも配慮するとともに、広がりや厚みを持った公共施設の緑化を進めていきます。

稲城市の将来を担う子どもたちが学んでいる小中学校では、環境学習や生きものとのふれあいの場など、環境を実感できるような学校の緑化を進めていきます。

特に稲城市が維持管理する庁舎、学校、文化センター、保育園などの公共施設の緑化については、道沿いなどに広がりや厚みを持った緑の創出のため、緑化について協議する仕組みを検討し、稲城市が緑のまちづくりを重視している姿勢を示すものとして、率先して取り組んでいきます。

#### 《主要な施策》

公共施設の緑化（壁面緑化・校庭の芝生・緑のカーテン・シンボルツリーなど）

公共施設の緑化協議の仕組み検討



緑のカーテン（中央文化センター）



校庭の芝生（市立第二中学校）



緑のカーテン（第三文化センター）

## (2) 道路の緑の創出と育成

道路は日常的に市民が利用する空間であるため、道路の緑がもたらすイメージは緑の豊かさを感じるための主要な要素になっています。また、広がりと厚みを持った豊かな街路樹のある道路は、季節を感じることができます。

街路樹の整備は、四季折々に花や紅葉が楽しめるなど季節を感じることでできる樹種を選ぶなど、緑を増やすだけでなく、暮らしにやすらぎをもたらすように工夫をしていきます。さらに、それぞれの樹種の特徴を活かした自然樹形を感じさせる剪定手法や、美しい花を楽しむ剪定時期の採用など、維持管理手法を検討していきます。

また、街路樹は火災時の延焼防止になるなど、都市の防災機能の向上に重要な役割も果たします。

### 《主要な施策》

四季折々に楽しめる街路樹の整備

自然樹形を感じさせる維持管理の検討



道沿いの緑化のイメージ

### (3) 駅周辺の緑化

稲城市内には、JR 南武線・京王相模原線の6つの駅があります。

鉄道の駅は、多くの市民が毎日のように利用するとともに、鉄道を利用して市外から来訪する人たちが始めに降り立つ場所です。駅と駅前広場については、改修工事等の機会を捉え、緑を大切にしている稲城市民の気持ちが伝わる場所として、それぞれの地域の特色を生かしたシンボリックな緑化を行います。

さらに、路線脇の斜面地などの緑化や活用について検討していきます。

#### 《主要な施策》

駅・駅前広場の緑化



京王相模原線よみうりランド駅



JR 南武線矢野口駅

#### (4) 農地の活用と修景

市街地の農地は、都市環境の改善や都市防災に有効な機能を持っています。農業の振興を支援し、農業と都市活動が共生する意識を深めるために、農業及び農地の存在について市民が深く理解できるような施策の展開を図るために、農業公園の整備について検討します。

また、農地は新鮮で安全な農産物の供給を担うだけでなく、市街地内の貴重な緑空間であることから、これまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換され、積極的な活用・保全の対象となっています。

例えば、都市計画制度を活用しながら農地などの保全を図り、地域のまちづくりと連携して農のある風景を保全、育成する制度である農の風景育成地区制度（東京都）について、農業者、農業団体とともに指定に向けた検討を進めます。

また、市街地の農地の保全にあたっては、生産緑地地区や特定生産緑地の指定を推進するとともに、稲城市農業委員会と連携し適正な管理のための肥培養管理指導に努めます。また、必要に応じて生産緑地の買い取りについても検討を行います。

##### 《主要な施策》

農業公園の検討

農地の保全と活用

農の風景育成地区の検討



市内の田畑

## (5) 民有地・民間施設の緑化と修景

市街地のほとんどを占めている民有地の緑は、一つひとつは小さなものですが、多くの市民が取り組むことで身近な緑が豊かになり、生物多様性が高まります。

市街地に緑が増えたと実感できるように、道沿いに広がりと厚みを持った連続する緑の帯の形成を目指し、生垣造成補助金制度の充実や壁面緑化、屋上緑化・緑のカーテンの推進など、民有地の緑化支援について検討していきます。

民間開発事業においても、道沿いに広がりと厚みを持った連続する緑の帯が形成されるように、引き続き、稲城市宅地開発等指導要綱に基づき緑化指導を行います。

また、市街地に残る稲城の歴史を見続けてきた大木の保全に努め、良好な維持管理が行われ景観的に重要であり、地域のシンボルになっている樹木などについても保全を検討します。

### 《主要な施策》

市街地の緑の創出（屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなど）

生垣造成補助金制度の継続

民間開発事業における緑化指導

保存樹木や自然環境保全地域の指定



地域のシンボルツリー（矢野口交番前）



民有施設の緑化イメージ



民有地の緑化イメージ



民有施設の緑化イメージ

## 4.水と緑を支える仕組みを充実させる

### (1) 市民による水と緑のまちづくりの促進

水と緑のまちづくりを進めていくには、なるべく多くの市民が参加することが大切です。小さな一つひとつの緑が、緑豊かな稲城を支えています。水と緑のまちづくり活動が、自分の身の回りから始まり、少しずつ範囲を広げていけるように、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいけるようにする必要があります。

水と緑のまちづくりを推進するために、水と緑のまちづくりの地域リーダー、樹林地管理活動の指導者、自然観察の指導者、アダプト制度の参加者、公園でのプレイリーダーなど、活動の核となる人材の育成とアダプト制度や市民参加によりワークショップ、里山管理活動を行う「いなぎ里山レンジャー」等との協働で取り組んでいけるよう体制づくりに取り組み、市民団体の知識や技術力向上のための支援、道具や資材などの活動支援を行っています。

#### 《主要な施策》

自然環境保全審議会の運営

市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援

ワークショップの活用



百村地区の里山



三沢川親水公園の花壇



ナラ枯れ講習会（稲城中央公園）



えのき公園の植栽管理

## (2) 水と緑を大切にする意識の向上と普及啓発

水と緑に恵まれた稲城の環境を将来へと継承していくためには、より多くの市民が自ら水と緑のまちづくりに関わっていくことが大切です。

緑化推進イベントの開催、講習会の開催、樹名板の設置、緑化功労者の表彰など、各種普及啓発活動の実施を検討し、市民が水と緑を大切にする意識を深めていく機会を増やしていきます。

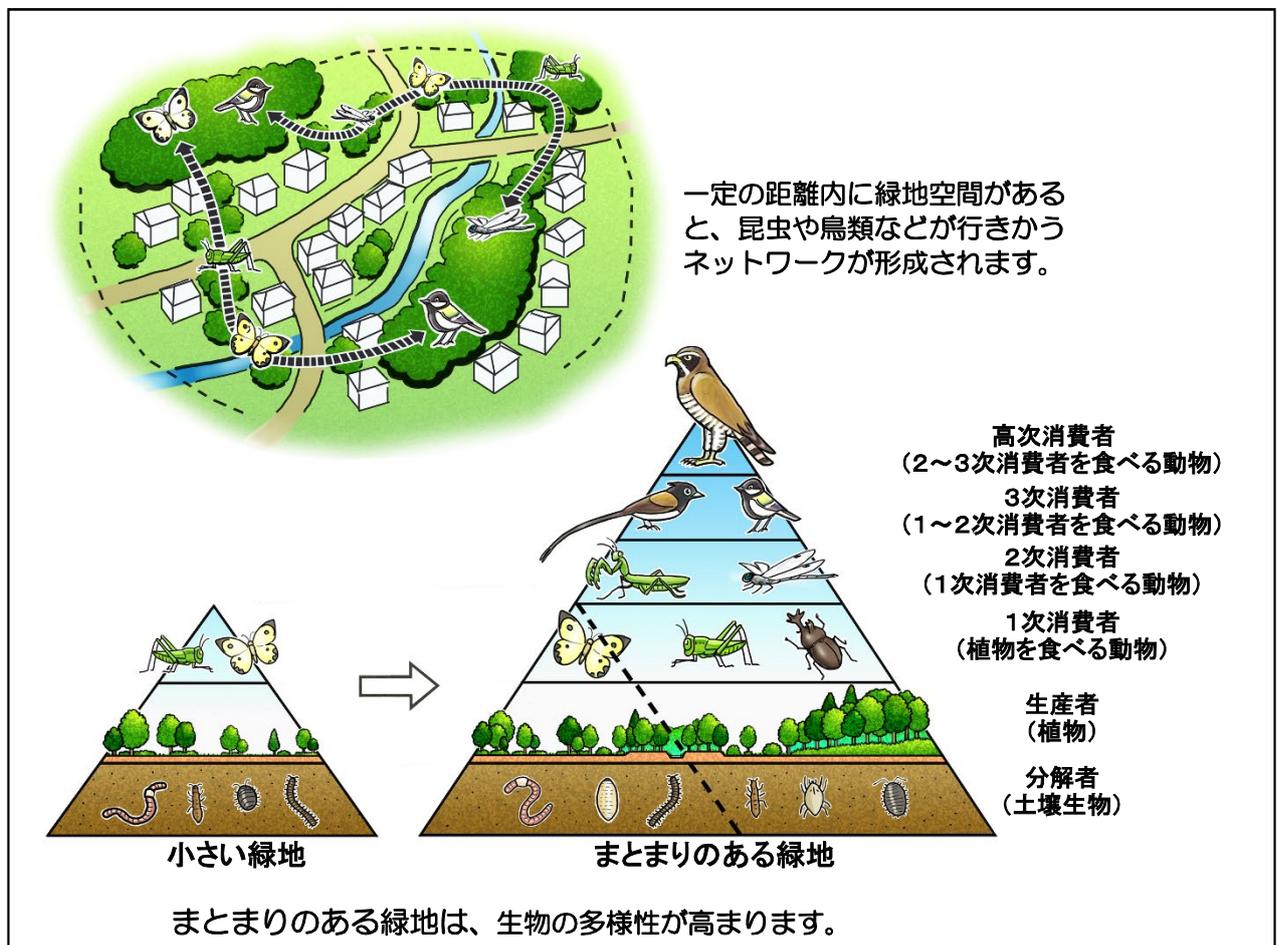
また、水と緑に関する情報を市民と行政が共有化し、より多くの市民自らが積極的に水と緑のまちづくりを進めていけるように、水と緑に関する情報の収集と提供に努めます。

さらに、水と緑に関する取組に関心を持つ企業や、自然環境調査などを行う大学との連携や受け入れ体制についても検討します。

緑のネットワークは、景観や生物多様性の向上につながります。このため、より広く、より連続した緑のネットワークが形成されるように、周辺自治体との連携を図り、稲城の緑をより価値の高い緑に位置づけていきます。

### 《主要な施策》

- 各種普及啓発活動の実施
- 水と緑の情報収集・提供
- 企業や大学等との連携
- 周辺自治体との連携



緑のネットワークと生態系ピラミッド

### (3) 水と緑の調査・研究

水と緑の豊かな環境を支えていくためには、緑を構成している樹木について、特性を知った上で日々適切な維持管理を行うこと、また、全体的な緑の量の変化などについても定期的に把握することが必要です。

稲城市では、市民と共にナラ枯れ対策を進めるなど、樹木の維持管理について事業を行ってきました。今後も樹種の特長や植栽環境などに応じた、適切な育成管理手法について調査検討していきます。

また、新たな幹線道路の整備や土地区画整理事業等の大規模開発の際には、稲城市樹木花卉(かき)植栽計画として、既存樹木も含め、植栽のあり方や維持管理手法の検討を行います。

さらに、東京都による緑に関する調査などの結果を参考に、緑の現状について定期的に把握し、この緑の基本計画の進捗や実行性、成果について確認を行います。

《主要な施策》  
緑の育成管理手法の検討



道路・公園における樹木の管理状況

## 第5章. 重点施策



緑の基本計画では、計画期間であるこれからの10年間に、市民、事業者、行政が一体となって重点的に取り組む、緑の基本計画の核となる事業を「重点施策」としてまとめており、4プロジェクト13施策を設定しています。これらは、優先して取り組む必要があるものや、重点的に取り組むことで早期に効果が発揮することが期待できる施策について設定しており、目標の実現に向けて先導的な役割を果たすものです。

この重点施策の実行力を高めるものとして、行動計画があります。

### 重点施策

- 1 「緑の環」の保全活用プロジェクト
- 2 身近な緑の拠点づくりプロジェクト
- 3 市街地の緑創造プロジェクト
- 4 市民活動の支援と育成プロジェクト

## 1. 「緑の環」の保全活用プロジェクト

「緑の環」を形成している多摩丘陵の斜面緑地は、市内のどこからでも目にするなど、稲城の緑の骨格として緑豊かな稲城のイメージの源泉となっています。

市街地から見える景観的に重要な樹林地や谷戸沿いの樹林地、生物多様性が高い樹林地の保全を図るため、自然環境保全地域の指定・拡充を図り、景観や生物多様性の向上に努めます。

また、緑地公有化の財源確保として、緑化推進基金の活用をはじめ、森林環境譲与税の適切な使用用途や、市民ファンド設立などについて検討していきます。

さらに、保全された樹林地の育成管理を行う、樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援を行います。

### 《施策》

- 自然環境保全地域の指定・拡充
- 緑化推進基金等制度の活用検討
- 樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援

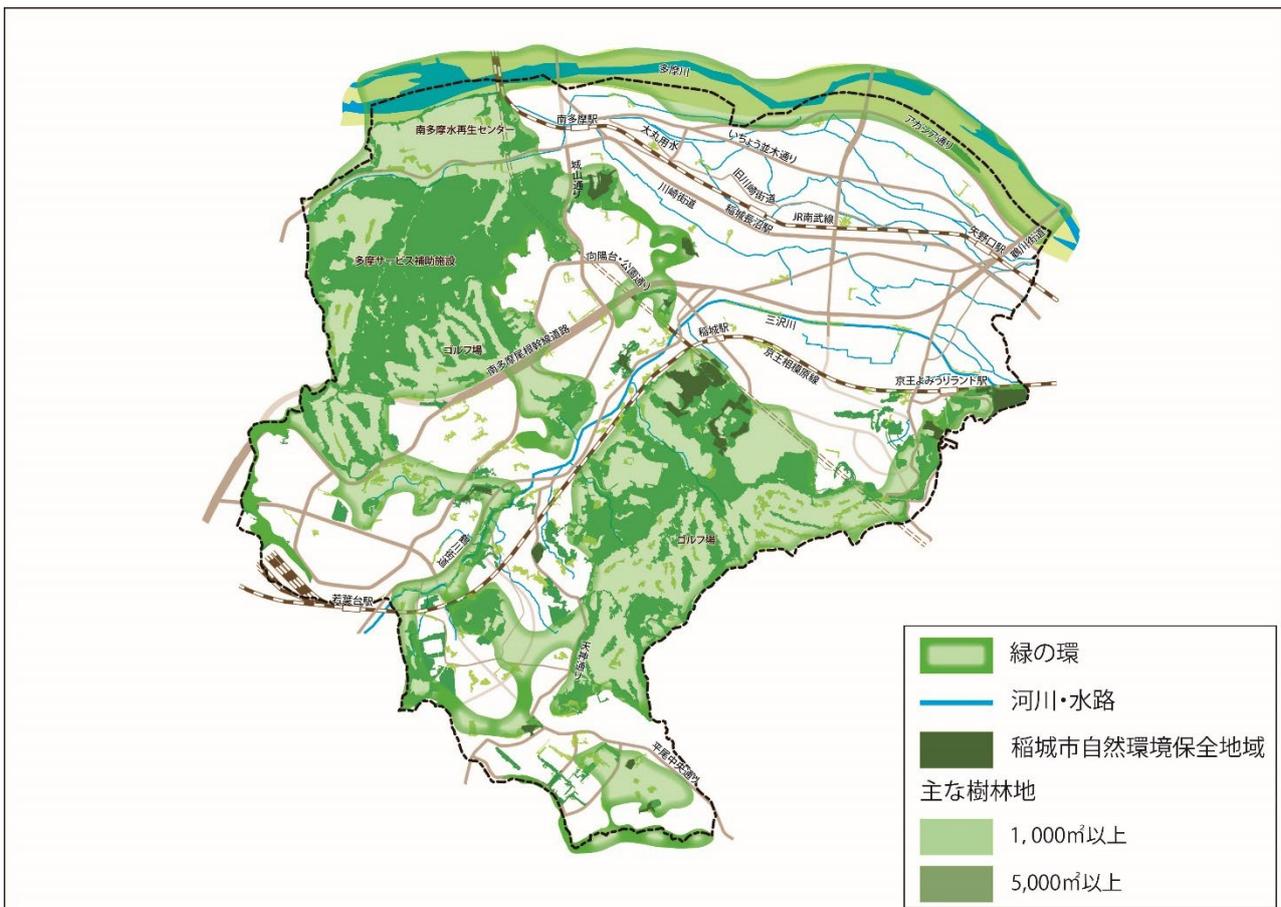


図 5-1 緑の環と自然環境保全地域

## 2.身近な緑の拠点づくりプロジェクト

水辺の散策路や公園は、身近に緑を感じられる拠点として、緑豊かなまちづくりの先導的な役割を果たすよう、緑の創出に努めていきます。

既成市街地内を流れる大丸用水を活用し、散策路の整備を行い、水と緑の歩行者空間のネットワーク化を進めます。整備を行う際は、身近な親水空間として生態系に配慮した護岸整備などを進めていきます。

老朽化した身近な公園については、公園施設長寿命化の検討とともに、子どもから高齢者までが気持ちよく使え、楽しく魅力ある公園となるよう、整備内容や整備後の維持管理などについて、地域住民との協働による再整備を行います。

さらに、公園がだれもが安心して利用できる緑の拠点となるよう、公園協議会を設置することで、公園利用ルールの策定プロセスの明確化を目指します。

### 《施 策》

- 生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- 公園施設長寿命化の検討
- 公園協議会の設置



生態系や親水性に配慮した水辺空間のイメージ

### 3.市街地の緑創造プロジェクト

稲城市では、土地区画整理事業による市街地の整備が進められています。新しく整備される市街地では、緑化率を導入するなど、適切に緑が確保され、良好な市街地が形成されるよう誘導していくことが重要です。

学校などの公共施設は、日常的に市民が多く集まる施設であり地域のイメージづくりに大切な役割を持っています。目に見える緑として重要な道沿いなどは、ただ緑にするだけではなく、景観にも配慮するとともに、広がりと厚みを持った公共施設の緑化を進めていきます。

これらの緑が確保された場所や水辺の散策路、街路樹のある歩道等を連続した緑空間として結ぶことにより「緑と水のネットワーク」の策定を目指します。緑と水のネットワークは、人々の健康づくりなどに資する市内を回遊できる散策路であるとともに、心地良い空気・風が吹き抜ける「風の路」として、また生き物の生息・生育環境を広げる「生き物の通り路」として、風・生き物・人の路としての役割も担います。

これらについて、積極的に広がりと厚みを持った緑を創出し、緑につつまれたまちづくりを進めます。

#### 《施 策》

- 土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- 公共施設の緑化
- 水と緑の歩行者空間ネットワークの策定



城山文化センター



南多摩尾根幹線道路



若葉台小学校

## 4.市民活動の支援と育成プロジェクト

稲城市には、多摩丘陵の斜面緑地、多摩川・三沢川をはじめとする河川、大丸用水、梨園・ぶどう園などの農地、多摩ニュータウンの住宅地の緑など、水と緑に恵まれています。

これらの緑を将来へと継承するため、市民、事業者、行政が協働して緑の質を維持し高めていく必要があります。

このため、市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援を進めるとともに、水と緑に関する情報の収集と提供に努めるなど、市民一人ひとりの水と緑を大切にする意識を深めていく機会を増やしていきます。

また、緑のネットワークの強化は、景観や生物多様性の向上につながります。このため、より広く、より連続した緑のネットワークが形成されるように、周辺自治体との連携を図ります。

### 《施 策》

- 市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- 各種普及啓発活動の実施
- 水と緑の情報収集・提供
- 周辺自治体との連携



大丸親水公園



普及啓発活動（1のまち いなぎ市民まつり）



小・中学校での樹名板の設置



普及啓発活動  
（多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム）

## 第6章. 計画の推進にあたって



緑の基本計画を具体的に進めていくには市民、ボランティアやNPOなどの団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場から主体的に活動に参加することが必要であり、連携しながら進めていくことが重要となります。

このため、市民・事業者や関係する活動団体と、行政としての稲城市は、同じテーブルについて協議を行い、お互いに啓発・支援、参加・協力し合う体制の構築が必要となります。

### 1. 市民・事業者・行政の協働による計画の推進

水と緑のまちづくりを進めていくには、目標を共有しながら、市民（団体を含む）、事業者と行政が、お互いに連携・協力しながら施策や事業を進めていく必要があります。

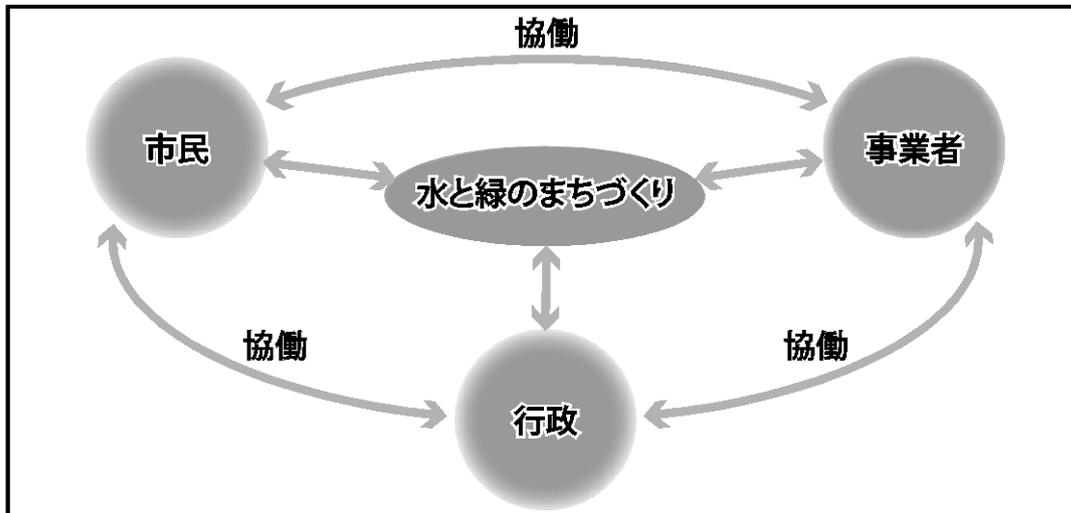


図6-1 市民・事業者・行政の協働

#### (1) 市民の役割

市民は水と緑のまちづくりの中心的役割を担う立場にあります。身近な水と緑に興味や関心を持ち、自分たちのまちを自分たちで育てていく意識をもとに、積極的に地域との関わりや、保全育成活動などに参加することが求められています。

また、農地や樹林地の所有者は、緑の果たす役割を認識して、緑の保全とともに、より積極的にまちづくりに関わることを求められています。

稲城市の水と緑にかかわるボランティア、NPOなどの団体は、これから活動の核になることが期待されています。活動の活性化と多くの市民が気軽に参加できる仕組みが求められています。

## (2) 事業者の役割

事業者は稲城市を構成する一員として、市民と同様な立場で稲城市の水と緑のまちづくりに積極的に関わっていくことが求められています。

稲城市は農業が盛んなことから、一市民でもあり、事業者でもある人がいます。稲城市の水と緑に関わりながら事業を展開してきた農業者は、歴史や文化を受け継いできた大事な人たちであり、また、稲城の気候風土に合った水と緑のノウハウを熟知しています。その知識や技術を稲城市の水と緑のまちづくりに活かしていくことが求められています。

## (3) 行政の役割

水と緑のまちづくりは、都市計画、景観、道路、河川、農業、教育、環境・防災など、すべての部署が何らかの形で関わりがあります。また、稲城市は、市民を代表して近隣市、東京都など関連機関との調整・連携を図る窓口でもあります。

市民・事業者に向けても、情報発信をはじめ、活動のきっかけとなる役割を持っています。このため、行政内部での連携を確かなものとするとともに、市民・事業者に向けて積極的な支援を行うことが必要です。

## 2. 周辺自治体との連携

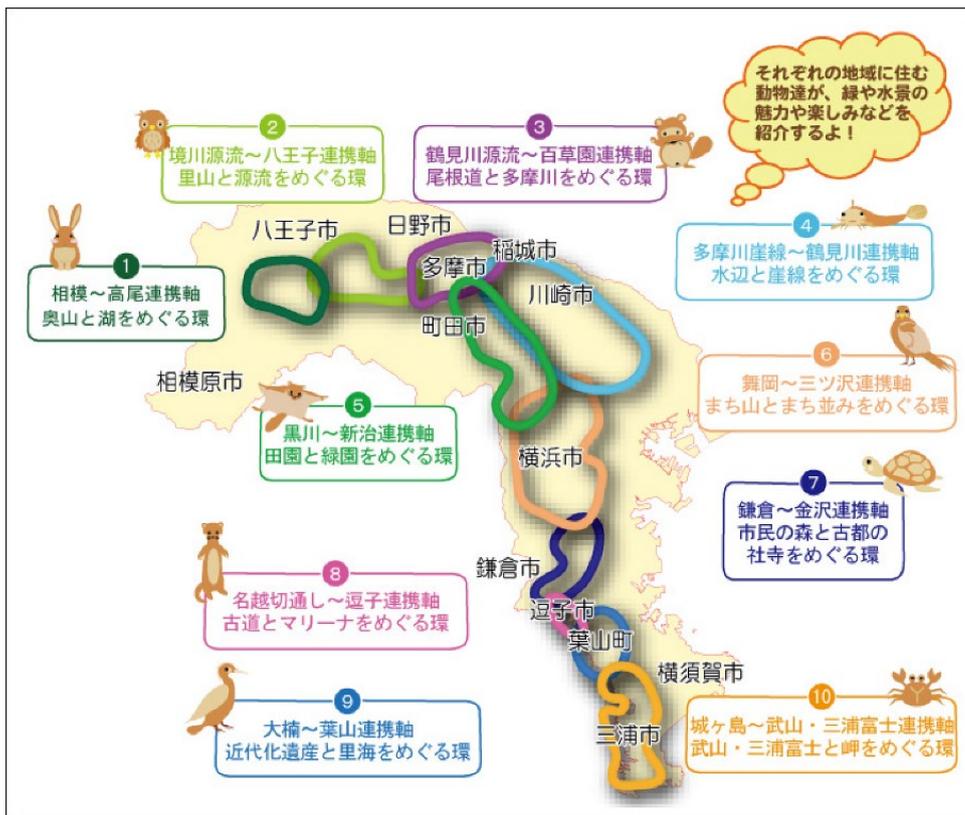
稲城市の水と緑は、多摩市や町田市、そして神奈川県の川崎市とつながる多摩丘陵を中心として、三沢川、麻生川は神奈川県の川崎市とつながり、広域的な自然環境ネットワークを形成しています。このようなことから、稲城市を含む関連 13 自治体が連携し、保全・再生・創出・活用していくことを目的に、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」を形成し、「緑のつなぎ手」の具体化のために、多摩・三浦丘陵の緑と水景等の基礎的情報を元にして、10の環の「広域連携トレイル」を設定しています。

稲城市には、広域連携トレイルのうち、鶴見川源流～百草園連携軸の「尾根道と多摩川をめぐる環」、多摩川崖線～鶴見川連携軸の「水辺と崖線をめぐる環」の2つのトレイルが関係しています。

また、この活動が16年目を迎えたことから、令和3年7月3日に開催された、「多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム～グリーンコミュニティー・SDGsを見据えた公民連携プラットフォームに向けて～」において、これからの新たなステージに向けた行動として、4つの事項について共同宣言を行いました。

広域連携トレイルに見られるように、稲城市だけではなく都県境をも超えたより広域的な視点から取り組むことで、各市の市民の生活環境の向上、広域的な見地からの生態系の保全への取り組みが可能となります。

稲城市においても各市の取り組みと連携し、各市の市民・事業者などの協力を得ながらすすめていくことで相乗効果を高めながら、より効果を発揮する水と緑のまちづくりに取り組んでいきます。



### 緑と水景の広域連携プラットフォーム構築に向けた共同宣言

- 一、「広域的な緑の保全・活用」により、市域をまたぐ広域連携型グリーンインフラの構築を目指します。
- 一、「広域的な人材の交流」として、緑に関わる市民や多様な主体の市域をこえた交流を更に推し進めます。
- 一、「広域的な資金運用」として、広域連携型グリーンインフラを支えるため、市域をこえた効果的な資金の活用を推進します。
- 一、上記、3つの仕組みを支え、新たな価値を創造する自立的な「公民連携による広域連携プラットフォーム」の構築を目指します。

図6-2 【参考】「10の緑と水景の環」および「緑と水景の広域連携プラットフォーム構築に向けた共同宣言」

### 3.行動計画の推進

行動計画は、アクションプログラム、アクションプランともいわれます。緑の基本計画における重点施策の展開について、実施時期や施策の具体的な内容を明らかにし、毎年細かな見直しを図りながら実行していくものです。

個々の施策の展開や進捗状況の点検と評価を毎年実施し、総合計画の見直し時期とあわせて行動計画の見直しを行い、最終年度には効果の総合的な点検と評価を行って、次期の計画策定に役立てます。この行動計画は、緑の基本計画の別冊として取りまとめます。

緑の基本計画の施策は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（施策の見直し）のPDCAサイクルに基づいて実施していきます。この評価結果は、市民に公開するとともに審議会などに報告し、稲城市の水と緑のまちづくりにとって何が必要なのか、必要性の低いものをやっていないか、客観的に評価し、市民、事業者と情報を共有しながらより計画を効率的・効果的に進めていくこととします。

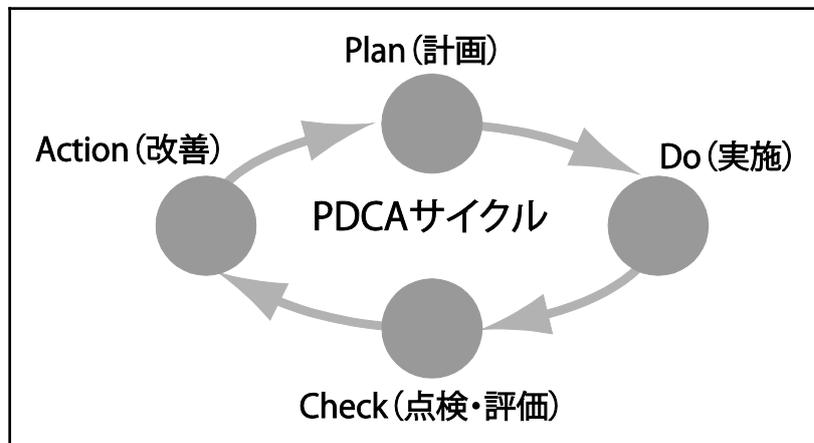


図6-3 PDCA サイクル

### 4.中間年次における評価と中間見直し

点検・評価を行うことで計画の進捗状況について管理するとともに、社会情勢の変化や都市動向、さらには市民意識の変化などを踏まえて、前期・後期の二期制で事業内容を弾力的に見直し、次期の行動計画を策定します。

表6-1 評価と見直しのスケジュール

年度	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)
実施計画期間	前期					後期				
点検・評価/年次			●	●	●	●	●	●	●	●
点検・評価/期間毎				●					●	
行動計画策定	■				■					
みどり率調査		○					○			
緑の基本計画策定									調査	■



## 参考資料

参考資料 1. 策定経過 .....	資料-1
参考資料 2. 用語の解説 .....	資料-10



# 参考資料1. 策定経過

## 1. 検討経緯

開 催	審議内容等
緑の基本計画庁内検討委員会（第1回） （令和4年6月8日）	○緑の基本計画改定について ○緑と自然に関するアンケート案の検討
自然環境保全審議会（第1回） （令和4年6月28日）	○緑の基本計画改定について ○稲城市より自然環境保全審議会への諮問 ○緑と自然に関するアンケート案の検討
「緑と自然に関するアンケート」の実施 （令和4年7月7日～26日）	
緑の基本計画庁内検討委員会（第2回） （令和4年8月23日）	○緑の基本計画骨子案の検討 ○緑と自然に関するアンケート結果の把握
自然環境保全審議会（第2回） （令和4年9月2日）	○緑の基本計画骨子案の検討 ○緑と自然に関するアンケート結果の把握
緑の基本計画庁内検討委員会（第3回） （令和4年10月21日）	○緑の基本計画素案の検討 ○行動計画作成について
自然環境保全審議会（第3回） （令和4年10月28日）	○緑の基本計画素案の検討 ○行動計画作成について
緑の基本計画庁内検討委員会（第4回） （令和4年11月 資料回覧にて実施）	○緑の基本計画原案の検討 ○各課行動計画案の作成
自然環境保全審議会（第4回） （令和4年11月30日）	○緑の基本計画原案の検討 ○意見公募の実施について
東京都事前協議の実施 （令和4年12月20～令和5年1月20日）	
「緑の基本計画（原案）」について意見公募（市民意見の募集） （令和5年2月1～14日）	
東京都法定協議の実施 （令和5年2月17～3月16日）	
緑の基本計画庁内検討委員会（第5回） （令和5年2月21日）	○緑の基本計画案の確認 ○行動計画案の確認
自然環境保全審議会（第5回） （令和5年3月2日）	○緑の基本計画案の確認 ○行動計画案の確認
自然環境保全審議会より稲城市への答申 （令和5年3月16日）	

## 2. 稲城市自然環境保全審議会名簿

職名	氏名	摘要
会長	山本 理	一般市民 (R4.11.1 職務代理から会長)
職務代理	山本 直喜	一般市民 (R4.11.1 委員から職務代理)
委員	服部 道夫	学識経験者
委員	長瀬 利文	学識経験者
委員	鈴木 明弘	農業委員会推薦
委員	笹久保 橋寿	農業委員会推薦
委員	横田 比佐夫	一般市民 (R4.10.31 まで会長)
委員	杉本 久美子	一般市民 (R4.10.31 まで)
委員	角田 瑠奈	一般市民 (R4.11.1 から)
委員	戸谷 寿美	一般市民
委員	福島 通子	一般市民
委員	石橋 みや子	一般市民

### 3.稲城市緑の基本計画庁内検討委員会名簿

職名	所属役職
委員長	都市環境整備部 緑と環境課長
副委員長	都市建設部 まちづくり計画課長
委員	企画部 企画政策課長
委員	総務部 総務契約課長
委員	産業文化スポーツ部 経済課長
委員	福祉部 生活福祉課長
委員	子ども福祉部 児童青少年課長
委員	都市建設部 土木課長
委員	都市建設部 管理課長
委員	都市環境整備部 区画整理課長
委員	教育委員会教育部 教育総務課長

## 4. 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例（抜粋）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、市民が快適に生活できる市にするため、自然環境の保護と同時に積極的に緑の回復を行ない、もって市民の生活環境の向上をはかることを目的とする。

#### （計画の作成および実施）

第4条 市長は、稲城市自然環境保全審議会の意見をきいて、自然環境の保護と緑の回復についての施策に関する計画を作成し、これを実施しなければならない。

#### （都市計画等の調整）

第6条 市長は、都市計画、公園計画等を定めるにあたっては、この条例の趣旨に、その計画を整合させなければならない。

### 第5章 自然環境保全審議会

#### （設置）

第23条 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する重要事項を調査審議するため、稲城市自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、自然環境の保護と緑の回復に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

#### （組織）

第24条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 農業委員会の推薦する農業委員 2人
- （2） 学識経験者 3人
- （3） 一般市民 7人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会長）

第25条 審議会に会長をおき、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

#### （議事）

第26条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### （運営）

第27条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事および運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 5.稲城市緑の基本計画庁内検討委員会設置要綱

令和4年4月12日 市長決裁

(設置)

第1条 都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）」を策定又は改定（以下、「策定等」という。）の検討を行うため、稲城市緑の基本計画庁内検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 緑の基本計画に関する現状及び課題に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者で構成する。

2 委員会には委員長を置き、都市環境整備部緑と環境課長の職にある者をもって充て、会務を総理する。

3 委員会には副委員長を置き、都市建設部まちづくり計画課長の職にある者を持って充て、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市環境整備部緑と環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則（令和4年4月12日市長決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## 6. 諮問・答申

稲環緑第40号

令和4年6月9日

稲城市自然環境保全審議会

会長 横田比佐夫 様

稲城市長 高橋勝 浩



「稲城市緑の基本計画」の改定について（諮問）

このことについて、都市緑地法第4条の規定に基づく「稲城市緑の基本計画」の改定について下記のとおり諮問いたします。

記

（諮問の趣旨）

本市では平成24年3月に「稲城市緑の基本計画」を改定し、これに基づき緑地の保全、緑化の推進及び都市公園等の整備に係る施策の進展を図ってまいりました。

しかしながら、改定から十数年のときが経過し、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。少子高齢化と人口減少、都市化の進展と環境問題等への関心の高まり、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、価値観の多様化など従来には見られなかった社会経済状況の変化に対応した公園緑地施策が求められています。さらに、新たな総合計画や都市計画マスタープランといった関係する上位計画の改定に伴い、これらと整合を図りながら計画を改定する必要が生じております。

そこで、緑を再定義するとともに緑の基本計画の改定について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立ったご意見を伺うものです。

稲 自 審 第 13 号

令 和 5 年 3 月 16 日

稲 城 市 長 高 橋 勝 浩 様

稲 城 市 自 然 環 境 保 全 審 議 会

会 長 山 本 理



「稲城市緑の基本計画」の改定について（答申）

令和4年6月9日付、稲環緑第40号で諮問のあったことについて、当審議会では今後の公園緑地行政の基本的な方向性について、新たなステージに向けて幅広い見地からの審議を行った結果、これまでの緑を次世代に継承し、より調和のとれたものにしていくため、下記のとおり当審議会の意見を取りまとめ、別添「稲城市緑の基本計画（案）」のとおり答申いたします。

記

1 緑の再定義

「緑」、「水」「緑地」、「公園」、「みどり」の関係を明確にするとともに、生物多様性の確保に配慮するため、動植物などの自然的な存在を含め、その総体を都市における自然的環境を形成する「緑」として再定義する。

2 緑の総合評価

池沼、河川などの水辺地は、生物多様性を確保するうえで欠かすことのできない要素である。また、公園などのオープンスペースを含めた緑を総合評価することが適切であることから、「みどり率」を指標とするべきである。

3 土地区画整理事業地内の公園の整備支援

前計画において令和3年度までの目標とした、市民一人当たりの公園敷地面積 12.2 m<sup>2</sup>を達成することが出来なかった。計画の推計人口 92,000 人はおおむね想定したとおりとなったことに対して、土地区画整理事業による公園整備面積が目標を下回っていたためと考えられる。これは土地区画整理事業では宅地整備に対して公園整備が遅れるという、事業の性質上やむを得ない事情がある

ものの、目標達成のために公園の早期供用開始に向けた策を講じる必要がある。

#### 4 公園緑地施策の広域連携

グリーンインフラの社会実装に向けて、官民が広域的な連携を行うことが望ましい。「緑と水景の広域連携プラットフォーム構築に向けた共同宣言」を踏まえて継続的に取り組む必要がある。

#### 5 公園マネジメントの確立

稲城市の公園の整備状況を踏まえると、そのストックの利活用、維持修繕の適正化が極めて重要な課題となってくる。このことから次の施策を実行に移していく必要がある。

##### (1) 公園施設長寿命化計画

公園におけるストックマネジメントは、多種多様で膨大な数の公園施設を対象としており、計画的かつ効率的にインフラメンテナンスを行う必要がある。

##### (2) 公園協議会

平成 29 年の都市公園法の改正の趣旨を踏まえ、公園利用者のニーズの多様化に対して、十分なポテンシャルを発揮できる公園の施設と運営のために公園協議会の組織化を検討し、設置するべきである。

#### 6 公民連携

公民連携による行政サービスの向上や、きめ細かな緑地の保全・創出など、民有地を含めたより総合的な緑のまちづくりを推進することが必要である。

また、公園の維持管理においては、これまでに児童福祉、農業及び環境施策を都市計画施策に統合してきたことから、参画する多様な主体が、「緑」を合言葉に、既成制度における公園の管理運営を安定的かつ効率的に行えるよう、最適化した実施体制を整える必要がある。



4都市政緑第764号

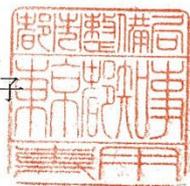
稲城市長殿

## 同意書

令和5年2月17日付稲環緑第1768号による稲城市緑の基本計画  
の変更に係る都市緑地法第4条第8項において準用する第5項の  
協議については、同意します。

令和5年3月16日

東京都知事 小池百合子



## 参考資料2. 用語の解説

### あ 行

#### アダプト制度<sup>せいど</sup>

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民が義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で緑化・美化・清掃活動など管理する制度。稲城市では、平成14年8月から稲城市公共施設アダプト制度として始まった。

#### 一級河川<sup>いっきゅうがせん</sup>

河川法によって国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された一級水系のうち、国土交通大臣が指定した河川。国土交通省が管理する直轄区間と、都道府県知事に管理を委任した区間がある。他に、一級水系以外で都道府県知事が指定・管理する「二級河川」、市町村長が指定・管理する「準用河川」、「普通河川」がある。

#### 稲城市樹木花卉 植栽計画<sup>いなぎしじゅもくかき しょくさいけいかく</sup>

稲城市の公園・緑地、道路、教育施設、その他の公共公益施設を対象に、市内を概ね町（大字）を単位に8地区に区分し、地区ごとに植栽方針を設定している。さらに、民有地の植栽についても一定の方向性を示しており、将来的な稲城市の都市内緑化の方向性を示した計画。

#### 運動公園<sup>うんどうこうえん</sup>

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の運動の用に供することを目的とした公園。都市規模に応じて1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。総合公園とともに都市基幹公園に区分される。

#### オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

#### 屋上緑化<sup>おくじょうりょっか</sup>

建物の屋上を利用して緑化空間を創出する方法。太陽熱の遮断と植物の蒸発散にともなう潜熱<sup>せんねつ</sup>の移動（蒸発潜熱）等により、建築物の冷暖房に要するエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着等の効果がある。

## か 行

### 街区公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として街区（道路のよって区画された一団の宅地等）に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所あたり面積0.25haを標準として、街区に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

### 風の（通り）道

都市の土地や建物のコントロールを行い、都市周辺の森からの風を都市に取り込むことを意識した、緑地や水路などを活用したネットワークのこと。都市内に新鮮な空気を導入することで、汚染された空気の拡散や気温上昇の緩和が期待できる。

### 環境学習

市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものへと変えていくために、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための学習。

### 近隣公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として近隣（人口1万人程度）に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所あたり2haを標準として、近隣に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

### 広域公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーションの需要の充足を目的とする公園。1箇所あたり面積50haを標準として配置する。

## さ 行

### 里山

学術的な定義はなく、習慣的には、人の手が入った二次的な自然であり、人々の暮らしと結びついてきた里に近い山、林のことをいう。

### 市街化区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域のうち、市街地として積極的に開発・整備すべき区域。すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。一方、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域であり、開発や建築行為が制限されている。市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定め、市街化区域の中で、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を優先的かつ計画的に進めていくことで、快適で住みよいまちがつけられる仕組みとなっている。

### 市街化調整区域

市街化を抑制する区域であり、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されていない。

### 施設緑地

一定の区域内の土地の権原を取得し、目的に応じて必要な施設を整備して一般に公開する緑地。都市公園、公共施設緑地（児童遊園、運動場やグラウンド、公立学校の植栽地、下水処理施設等の附属緑地、道路環境施設帯等）、民間施設緑地（公開されている私立学校、企業グラウンド、民間の動植物園等）に分けられる。

### 市民緑地制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、区市町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。一定の条件のもとに税の減免処置がある。

借地公園（制度）

個人や企業などが保有する遊休地等を、地方自治体が土地を購入することなく借地法式により都市公園として整備することで、効率的な都市公園の整備促進を行う制度。土地所有者には、一定の条件のもとに税の減免措置がある。借地契約の終了などの場合には、都市公園の区域の廃止が行える。

住区基幹公園

都市公園のうち、近隣住区を対象に整備する街区公園、近隣公園、地区公園をいう。主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供することを目的として配置される基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの。河川法の二級河川に関する一定に規定が準用される。

親水

河川等の護岸を治水の目的だけではなく、水にふれ親しむことのできるように配慮がなされること。

生産緑地地区

計画的かつ永続的に保全し良好な住環境の形成するため、都市計画に定めた市街化区域内の農地。生産緑地は、農地として適正な管理・保全が30年間義務付けられ、建築物の建築や宅地の造成等の行為が制限されるが、納税上の優遇措置を受けることができる。

生態系

森林・草原・河川・湖沼・海岸等のように自然景観によって区別することのできる、あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物等すべての生物群集と、その生活に関与する大気・水・土壌・光等無機的環境からなるひとつのシステム。

生物多様性

生物生息空間または生態系における生物の種数及び個体数の多さ。また、生物が分化・分岐してさまざまに異なること。遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の三概念をもつ。

総合公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。運動公園とともに都市基幹公園に区分される。

## た 行

地域制緑地

国または地方公共団体が風致の保護や環境の保全等のため、土地の所有のいかんに関係なく指定する一定の地域。目的の達成のために一定の行為を禁止または制限するが、行政主体はその区域内の土地物件について、必ずしも土地の権原を有することを必要としない。土地所有者の受任限度内の制限を課す「風致地区」と、制限によって通常被る損失を補償することまでを含めた「特別緑地保全地区」が代表例である。

地球温暖化

人間活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。近年、産業の発展や森林の開拓などの人間活動の活発化に伴って温室効果ガスの濃度が上昇し、地球規模での気温上昇が進行している。

## ちく けいかく 地区 計画

都市計画法（都市計画法 12 条の 4 第 1 項）に基づき、比較的小規模の地区を対象とし、建物の用途や高さ、容積率の制限や道路公園の配置などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画のこと。

## ちく こうえん 地区 公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。1 箇所当たり面積 4ha を標準として、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用することができるように配置する。住区基幹公園の一区分。

## とくべつ りょくち ぼぜん ちく 特別 緑地 保全 地区

都市緑地法により都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地等の地区が単独もしくは周囲と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、以下に該当する緑地を定めたもの。

1. 無秩序な市街地化の防止や公害または災害の防止等のため必要となるもの。2. 伝統的または文化的意義を有するもの。3. 風致または景観が優れている地区や動植物の生息・生育地として適正に保全する必要がある、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。

この地区においては行為の制限が行われており、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県及び政令指定都市の許可を受けることが必要となる。土地所有者には行為制限にともなう税の減免措置がある。

稲城市では「ふれあいの森」を指定している。

## とし きかん こうえん 都市 基幹 公園

都市公園のうち、都市を対象に整備する総合公園、運動公園をいう。主として都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として配置される基幹的な公園。

## とし けいかく くいき 都市 計画 区域

都市計画区域とは、いわば都市計画を策定する場であり、人口や土地利用などの動向や都市の現状や発展の見通しなどからみて、一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するものである。

## とし けいかく こうえん 都市 計画 公園

都市計画法における都市施設のひとつとして都市計画決定された公園。その種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園に分類できる。環境保全、レクリエーション活動、防災等の面から、市民生活に欠くことのできないものとして、計画的に整備していく公園の区域として定められたもの。区域の一部またはすべてが、既に都市公園として供用されている場合もある。

## とし けいかく こうえん ・ りょくち 都市 計画 公園 ・ 緑地 の 整備 方針

東京都が区市町と合同で、平成 18 年（2006 年）3 月に策定し、令和 2 年 7 月にこれまでの事業進捗を踏まえ、都や関係区市町村が一体となって都市計画公園・緑地等の事業化などに集中的に取り組むため、令和 11 年度までとする改定を行った。未整備の都市計画公園・緑地について、公園・緑地の機能（レクリエーション・防災・環境保全・景観）や「水と緑のネットワーク形成」、「都市問題への対応」等の観点から検討・評価を行い、整備の重要性・効率性等から優先的に着手する予定の「重点公園・緑地」を選定し、その中で「優先整備区域」を設定している。

## とし こうえん 都市 公園

都市公園法に規定されており、都市計画施設もしくは都市計画区域内に国や都道府県、市町村が設置する、公園または緑地のこと。都市公園は潤いある都市環境の創出、活力ある長寿福祉社会の形成に役立つほか、災害時の避難地となるなど、安全でゆとりある都市生活を提供する。

## 都市公園法

都市公園法第1条にあるように、「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的として、昭和31年（1956年）に制定された法律。公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により認定し、あわせて特定公園施設等の整備への費用負担を求める公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、保育所等の社会福祉施設の占用物件への追加、都市公園の維持管理修繕基準の法令化などが、都市緑地法等とともに平成29年（2017）に改定された。

## 都市緑地法

都市緑地法第1条にあるように、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること」を目的として、昭和48年（1973年）に制定された都市緑地保全法が、景観法の制定にあわせ、平成16年（2004年）の法改正により改称した法律。平成29年（2017）の改正では、緑地の定義に農地を含むことが明記され、また、都市内の農地の計画的な保全をはかることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として、NPO法人等の民間主体が空き地等を活用し、公園と同等の緑地空間を整備して、住民に公開する市民緑地設置管理計画の認定制度などが創設された。

## 土地区画整理事業

土地所有者から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等として新たな公共施設として活用することで、居住環境が整った市街地を整備するとともに、宅地等が整形化することで土地の利用増進を図る事業。

## な行

### 二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法に基づき都道府県知事が指定した河川。

### 農の風景育成地区

東京都が、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために、平成23年（2011年）8月に創設した制度。この制度では、農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用しながら、地域のまちづくりと連携して農のある風景を保全、育成していくとしている。

## は行

### ヒートアイランド現象

都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面等の増加）やエネルギー消費にともなう人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動等）にともなう排熱の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。ヒートアイランド現象を形成する要素には、地表面被覆が変化することによる反射や放射の変化、地表面と大気の間での対流顕熱や蒸発潜熱の変化、人口が集中することによる人工排熱の増加やその排出の仕方、都市をとりまく海陸風等の気候条件など、多くの要素が絡み合っている。

## ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語 (biotop) で、英語では biotope。直訳すれば「生物生息空間」となる。特定の生物群集が生息できるような生態学的に見ても良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。本来は生態学の学術用語であるが、行政や市民活動などの中で一般用語として用いられることが多く、公園や校庭などに作られた生物の生息・生育環境空間を指して言う場合が多い。この場合は、トンボ、メダカ、野鳥など小動物の生息環境や、郷土的な植物の生育環境を意識した空間づくりが行われている。

## プレイリーダー

公園などに常駐または定期的に滞在して、子どもがいきいきと遊べるように手助けをしたり、大きな事故が起きないように見守るボランティアのこと。地域の自主的な市民活動として取り組まれることが多い。主に冒険遊び場、プレイパークと呼ばれる公園で多く取り組まれており、日本では昭和 54 年 (1979 年) に誕生した羽根木プレーパーク (世田谷区) が最初の取り組みといわれている。

## 壁面緑化

つる植物やツタ類などで建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出する方法。太陽熱の遮断と潜熱消費による建築物の冷暖房に要するエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象緩和などの効果がある。

# ま 行

## みずべ がっこう 水辺の楽校

国土交通省が平成 11 年 (1996 年) 度に始めた事業。地域の水辺を遊びの場、自然体験の場、自然学習の場となるように子どもたちが自然と出会える安全な水辺をつくり、河川管理者や地方公共団体が、NPO 法人、地域ボランティアなど地域の方々からなる推進協議会などとともに、地域の特色を生かし、地域が一体となって子ども達と水辺の関係を考える取り組み。

## みちぞ じょう 道沿いの緑化

道に沿う敷地の境界部分に生垣や花壇などを整備することで、みどりあふれる快適で美しいまちなみをつくる。道沿いの緑化の機能には、景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、自然環境保全機能、防災機能がある。大震災時の安全な避難路の確保につながるるとともに、延焼遮断帯となる防災機能が確保されることが重視されている。

## みどり かくほ 緑確保の総合的な ほうしん 方針

東京都が区市町村と合同で作成し、平成 22 年 (2010 年) 5 月に公表した、計画的に東京の今ある緑を確保していくことを目的とした総合的な方針。今後 10 年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにしているほか、緑確保の取組等をさらに進めるための新たな施策が提示されている。既存の緑を守る方針、緑のまちづくり指針、緑の確保を一層強化し、緑のまちづくりをさらに進めるために、新たな施策を 3 つの柱としている。

令和 2 年 7 月の改定では、計画期間を令和 2 年から 10 年間とし、「都市づくりのグランドデザイン」(平成 29 年 9 月策定) や「東京における土地利用に関する基本方針について」(平成 31 年 2 月答申) 「『未来の東京』戦略ビジョン」(令和元年 12 月) で示された東京の緑の将来像を実現するために、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進や骨格的な緑の充実等を目指し、新たな確保地の設定及び施策を提示するほか、確保の水準として「特定生産緑地」を新設し、生産緑地を保全すべき農地として明確化した。

## みどり じつたい ちょうさ 緑の実態調査

緑の変化の状況を把握するために、定期的に緑被率調査、緑地率調査、公園の整備状況、公共施設の緑化現況など緑についての各種調査を行う。

## みどり 緑のリサイクル

樹木の管理作業で生じた剪定枝葉や開発事業などで生じた伐採木等をチップや堆肥等に加工して再利用する仕組み。不要となった樹木の交換制度をいうこともある。

## みどり率

東京都独自の指標。オープンスペースの重要性を視点に、緑被率に公的に担保されている「公園内で緑のない裸地」と「河川、用水路、湖沼などの水面」を加えた指標。

## や行

### やぶ

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域。河川や水路の源流域となるとともに、水・緑・農地・集落等が一体となる空間として、多様な生物が生息していることが多い。

### 誘致距離

公共施設等の利用者が、その施設を利用するときに抵抗のない距離。都市公園に関しては都市公園法で街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1km と全国一律に定められていたが、より柔軟に地域の状況に即して都市公園の整備が促進されることを目的に、平成 15 年に廃止されたが、わかりやすい指標として今でも用いられている。

## ら行

### 緑化重点地区

都市緑地法第 4 条に基づき、緑の基本計画において定めることができる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」。

### 緑視率

緑視率は、都市の緑量を表す指標の一つで、人の目に見える緑の割合を表している。緑視率は、街路樹や生け垣、壁面緑化など、人々がまちなかで目にする緑の存在を直接実感しやすい指標であり、緑視率を高めることで、心理的なるおい感や安らぎ感を向上させる効果が期待できる。

### 緑地

自然的環境を有するオープンスペース。公園、広場、運動場、墓園といった公共緑地と、公共用地、民有地の区域の中にあり緑地としての永続性を有していると認められる区域がある。具体的には、水面、水辺、山林、原野、農地、社寺境内地、学校、共同住宅緑地、工場緑地、企業厚生施設、遊園地、民間設置の公園、市民農園、林業試験場、農業試験場、給排水その他処理施設等の緑地が該当する。

### 緑地率

都市や地域を対象とする場合と、建築物や工場等の敷地を対象とする場合がある。地域面積や敷地面積に対して、一定の永続性のある自然的な空間（緑地）として確保された区域の割合を指す。

### 緑被率

緑の量を示す一般的な指標（出典：「緑被率標準調査マニュアル」（1988（昭和 63）年東京都環境保全局）。敷地の面積に対して、樹木や草などの植物が地面や上空を覆っている部分と、農地の面積の占める割合をいい、一般的には航空写真をもとに測定する。農地は、一時的に農作物（植物）がない場合もあるため、航空写真で農地の区域を判読して測定する。

## わ 行

### ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じてまちづくりを進めていく手法。住民・行政・企業間のコミュニケーションを生み出す手法として優れ、新しいまちづくりに結びつくものとして活用されている。

### ワンド

川の本流とつながる河川敷にできた淵や池状の入り江のことを指す。水際の植物や魚類をはじめとする多くの生きものが生息する豊かな環境が形成されることが多く、魚類の産卵場所や増水時の避難場所になる。多様な環境形成の位置手法として、ビオトープとして人工的に作られるケースが多くある。

#### 主な参考文献

国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

東京都ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/>)

EIC ネット (<http://www.eic.or.jp/>)

現代林業電子辞典 (<http://www.j-fic.com/workbench/glossary/>)

造園用語辞典 (東京農業大学造園学科, 1985, 彰国社)

市町村の緑の基本計画

## 稲城市緑の基本計画

令和5年(2023年)3月

発行 稲城市都市環境整備部緑と環境課  
住所 〒206-8601  
東京都稲城市東長沼 2111 番地  
電話番号 (042) 378-2111 (代)

